
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに防災計画の見直しについて、一般質問をさせていただきます。東日本大震災から4日後には2年目を迎えようとしております。本町は昭和27年3月4日十勝沖地震津波で3名亡くなる方がおり、既に61年が経過しております。そして昭和35年5月24日チリ沖地震津波によって11名の犠牲者が出ました。これも53年が経過しようとしております。

そして一昨年、3月11日東日本大震災の津波では、当町につきましても津波がありました。防潮堤に救われ被害が大変少なくなりました。先人が造ってくれた防潮堤のお陰で我々の町は救われたと、もしこの防潮堤がなかったらと想定しますと、ぞっとするところがございます。浜中町の地域防災計画の見直しの状況につきましては、先般の2月27日議員協議会のおきまして、防災対策室室長の方から説明がございましたので、大まかなところは分かっておりますが、何れにしましても、これはどちらかとい

いますと、事務的作業のように思われるところが大半でございまして、大変重要な防災対策の具体策が未だかつて見えていない状況にございます。

この防災計画の見直しにつきましては、3月25日に防災会議を開いて、5月末までに示したいということでございますので、この辺の事務的なものにつきましては、ある程度了解するところでございますけれども、問題はこの具体策が重要かと思うところでございます。昨年3月、私もこの防災問題につきまして、一般質問をさせていただきました。町長は、災害は絶対に来ることを前提に防災計画作成は出来るところから対策に取り組む書き直しを積重ね、後世に残していきたいということをいわれました。

昨年6月、北海道が行った太平洋沿岸にかかる津波シミュレーション及び、被害想定の見直しによる津波浸水予想では、国内で最も高い34.6mという事が浜中町に示されました。防災の拠点となる役場庁舎や、その他、建物も壊滅的な被害を受けると思われます。防災拠点機能を有する整備された安全な施設、避難場所の確保と沿岸地域住民の為に避難路、これらの整備が課題であると思われまます。今月2月17日の日曜日ですが、衆議院議員の伊東良孝さん、道議の小松茂さんが当町に訪れ、その時に町長及び産業団体の長から、現在の浜中町の重要懸案事項の説明会が行われました。

その中で、防災対策につきましては、避難道路の整備、防潮堤の嵩上げ、避難対策本部の高台移転、これにつきまして浜中町が現在持っている懸案事項であるという説明がされました。その中で、これらにつきまして、そろそろ具体策を示しながら要望活動を進めて行かなければならない時ではないかなと思ひまして、本日の一般質問に立っているわけでありまます、町長は23年6月川村議員の一般質問に対しまして、当時、副町長でしたが役場庁舎の移転問題につきましては、大切なのは町民の命であり、津波防災タワーの設置による震災に強いまちづくりをしてから、庁舎だと思っているということをお述べられていますけれども、今でもその考えに変わりはないかどうか。まず、その1点をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

確かに3.11東日本大震災を受けて、その後の議会の中で人命が最優先だということをお位置づけまして、庁舎建設は後のことだといひました。その後、議会の中でも、そしてまた各種会議、まちづくり懇談会、色んな形でいったことが結果的に、町の防災センターの基本となるところは役場庁舎ではないのかと。役場庁舎の計画もしっかり立て

ないで、防災というのは成り立たないんじゃないかともいわれました。

そんな中で、昨年の議会の中でも考え方を示させてもらいましたけれども、防災センターという立場からすると、役場庁舎建設の意見を重く受け止めました。そして総合計画の中では、一番後ろに付けたというものだと思いますけれども、そう簡単には出来ないということも含めて議会の中で是非、建設に向けて、そして建設に向けての準備といたしますか、貯金も含めてなんですけれども、そんなことの方考え方を示したところでありませう。そういう形で、役場庁舎というより、防災センターという位置付で、今後、そういう方向で進めていきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今、前向きな回答をいただきまして防災センターという、確かに役場庁舎というのは、防災対策の中核となり万が一の場合には、災害対策本部になる場所でございますので、これに対する考え方というのは、重要なものがあるかと思ひます。

そこで、この防災対策の取り組みにつきまして、お尋ねさせていただきたいのですが、この防災対策につきまして防災計画の見直しも含めてですが、今この辺につきましては、防災対策室が主になってやっているとありますが、今、町長がいわれた、例えば役場庁舎の問題とか、道路の問題、その他につきましても、これは町長と防災対策室でやっているのか、それとも町内に組織的に課長、係長を集めた検討会のようなものがあるのかどうか。その辺について、お尋ねさせていただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 今おっしゃいました庁舎に、課長等集まった委員会的なものを作ってやっているのかということでございますけれども、今現在は、そういったものはございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 防災対策室と町長、町理事者との間で取り決めていくというふうに捉えて良いのだと思ひますが、これは町長の強いリーダーシップの下に進めれるものというふうに判断させていただくところでございますけれども、庁舎問題につきましては、取り合えずお尋ねさせていただきますが、後ほどいう避難道路の整備につきましても、関連することと思ひますが、まず、この庁舎耐震調査はされていますでしょうか。その点についてお尋ねさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） この庁舎の耐震関係については、何も対応しておりません。
以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 津波の来る前に、地震に対する対策もまだしていないということのように聞こえたのですけれども、やはりこれは重要な問題だと思います。かなりの築年数も経っているわけですし、先ほどもいいました防災対策の中核となるものであり、そして災害対策本部になるこの役場が、そういうもので良いのかどうか。

津波でもって2年前、南三陸町でしたか、役場庁舎防災センターが津波に襲われて40数名の方が亡くなった。残ったのは10名くらいだったという記事も新聞で見えていますけれども、先ずこの位置が津波に浸水される可能性もあると。その前に地震で倒れる可能性もあるという場所ですから、この建物の移転というのは、早急に考えて行かなければならない、私冒頭に申し上げましたが具体的に、この庁舎の建替えを検討するという方向性を、はっきり町長の口から申し上げて、そして具体的に何処へもっていくんだと、どういうものを建てて行くんだということを、早急に検討すべきだと思いますけれども、その辺につきまして、町長のお考えをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 耐震の調査以前の問題だと思っています。この庁舎については、建設年度も含めて、そんなことは一切考えなく造った建物だと思っていますから、そのことからすると、調査する事自体がどんなもんだらうかということであると思うのです。それに対する今度はこの建物を耐震で持つて行く、そのことも不可能だと、ですから今いわれたその防災センター的な建物、役場庁舎を積極的に、そしてまた具体的に決めたらどうかと。確かにそうだと思いますけれども、今是非そのことについて場所も含めて、どのような方向でもっていかということも含めて検討させてもらいたいと思います。これから何らかの会議をやって、プロジェクトを作つて行くというふうにはなりませんので、今やっているのは、災害を如何に防ぐか。そしてまた命を守つていくかという対策に重点を置いているところであります。ただ、将来的には絶対この庁舎というのは、建設も含めて必要だという位置付には変わってはいません。そういうことで進めて行きたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 町の中でも色々と噂されているのが、いつ頃やるんだろうな、何処へ持って行くんだろうなと、色々な話があるわけですがけれども、やはり町長、もうそろそろ腹を決めて、その方向に走ったらどうでしょうか。といいますのはこれから検討するんじゃないかと、これを建てるとなると、かなりのお金が必要だと思います。

今、国もそういう点で、防災につきましてかなりの支援をするということですから、今いう防災センターという形であれば、国ないしは道からの補助の対象になる可能性もあると、それも十分探るんだと、お金探しを色々やるんだという姿勢をですね、それと同時に、この役場は湯沸山の上に建てるんだと、そして、この火防線、ここは道路にするんだというような計画を、早く基本的なものを見出して、そしてその方向に向かってですね、もう走る時に来ているのではないかというふうに思うんですが、これから検討するというのではなくて、町長として強いリーダーシップを発揮し、こういう方針で私はやるんだということで、それについて、みんなにも協力してもらい、職員にも色々協力してもらいながら、先ほどいいました、財源の確保の為とか、色んなことにですね、そういうことをやっていく時期に来ているのではないかと思います、その辺につきまして、町長はどうお考えですか。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） その前に、先月の26日に道庁の建設部の課長さんが、それは2月20日に道が示した防潮堤の高さの関係で、公表されたことに対する説明に来ました。何故か説明が公表されてからの説明ということで、ちょっと幾分おかしいかなという気もしましたがけれども、その関係からしても今回、浜中町という防潮堤の高さから整備するとすれば、設計津波推移ということが示されました。これは数10年から100年に一度くらい来るような地震・津波ですけれどもレベル1なんですけれども、レベル1の想定される高さを示してくれました。浜中町からするとその高いところでは7mとかという数字が出ましたけれども、私どもが知っている嵩上げの高さに十分匹敵する、お願い出来るような高さで数十年から百数十年に一回おこるであろうレベル1の高さ、津波の高さだそうであります。

それをもって極端な話し、ハード事業がこれから進んでくるのだらうと思っています。それが基準となって、これからそれは我が町だけではなくて、北海道の海岸線の町、ずっと協議するといわれていました。その中でいわれたのは、当然、釧路町も含めて厚岸町も浜中も根室もということでその課長さんは回るといわれていましたけれども、その

高さでやるとすれば、浜中町の場合は防潮堤があるわけですから、嵩上げについては積極的にしていただきたいということを要望しました。ただ、他の町村は無いわけですから、優先順位から行くとそっちが先ですよ、そうなるといっていました。

ただ、いってましたのは防潮堤をこれから造るということの検討協議、先日えりもの町長さんに会いましたけれども怒ってました。簡単に数字を出されて、それが出されたら造らんとらんのか、港がそんな状況になっていないことも含めて、もっと早くそのことを私どもに教えてもらいたかったということに怒ってました。ただ、浜中町の場合は、現実に防潮堤も陸橋もあるわけです。担当課長がいったのは、浜中町の場合は直ぐ防潮堤がありますから、モデル地区の嵩上げを直ぐにしてくださいという話をさせてもらいました。

今後、今レベル1の対応で、これから色んな公共事業、災害対策も含めてやられるのではないかと考えています。そういうことからすると、今議員いわれますけれども、確かに庁舎建設を探って行きたいと思えます。探って行くというのは補助事業も含めてですけれど、私は今年の議会の中では貯金しないといけないといいました。仮に頑張っても1年間5,000万円貯金しても、頭金の5億円貯めるのに10年間かかるというそういう数字でありますけれども、貯金も含めて今後、腹を決めてというのは、そんなに早く出来ると思いませんけれども、私の時代ではないのかも知れませんが将来的には間違いなくこのことは必要だと思っておりますから、しっかり肝に命じて、まちづくりを進めて行きたいと思っております。

ただ、2月26日道庁の幹部が来た時に、今後、防潮堤をしっかり造ってもらおうと、他のところは出来なくても浜中だけでも進めれるのではないかと、可能性として十分あるんじゃないかと、他に地区ではちょっと難しいかも知れないということも含めて、余計なこともいいましたけれども、そんな話で今進めているところです。まずは防潮堤、そして町を守るということが最優先だと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 防潮堤の問題につきましては、後程、また改めて聞こうと思っておりましたが、今町長の口からそれをいわれました。町長は23年の10月11日でしたか、町長選挙の出陣式の時に、一次産業の振興と災害に強いまちづくり、その為には町民の安心の為には、防潮堤の嵩上げも視野に入れて私は町長になるんだということをいわれたように私は記憶をしているのですが、そういう意味で今町長が防潮堤につつま

して、道の方に浜中町をモデルとして1番先にやってくれという強いことをいわれたと、やはりそういうことをどんどん浜中町は発信して行かなければならないと思っているんですね。まずは町長の口から防潮堤の嵩上げがということをいわれましたが、私はそれと同時にこの役場庁舎の移転の問題も早急に考えていかなければならない問題だと私は思っているところでもあります。

関連しますので、避難道路の整備につきまして、これにつきまして、それこそMGロードの三車線化等もいわれているわけですし、今霧多布地区につきましては、この湯沸山に上がる坂としましては、湯沸と水取場の2本しかありませんが、水取場の方はやはり海に近くなりますので、どうしても湯沸から上がって行くとあれ1本しか無いに等しいわけですから、そうなってきますと、やはりこの役場庁舎を高台に移転して、火防線をこのまま上に登る道路を造ることによって、かなり避難道路の整備も出来てくるのかなと、町民に安心を与えるものではないのかなというふうに思うわけですが、そういう点で現在、町長お考えのこの避難道路の整備につきましては、これも具体的にどのようなことを考えてますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 避難道路は、まず霧多布地域ばかりではございませんけれども、霧多布地域に絞って申しますと、議員おっしゃるとおり湯沸坂の1本、それから水取場の町道1本の2本しかないわけですが、今、考えているところにつきましては、議員さんおっしゃったように、役場庁舎の建替えと合わせて、真っ直ぐ車道を湯沸山に上げるという構想は当然あります。

ただ、それが中々進まないという部分もありますので当面、それらを解消するために、新年度これから予算の審議をいただくわけですが、せめて階段ではなくて、斜路といいますかスロープ状の手すり等も付く場所もあろうかと思っておりますけれども、階段は出来るだけ避けてスロープ状の避難路、車まではちょっと今検討は出来ないので、徒歩で避難出来る道路をこの役場裏に設けようかなということで、新年度予算計上をさせていただいております。

その後、役場建替えの時期等を進める中では当然、議員おっしゃっているように、車道で上がれるような道路も必要な、まあ、二段構えといった表現がどうなのか分からないですけれども、そんな考えで今進めようと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番(中山真一君) 防災対策室長から話されたのは、霧多布地区の道路の件だけではなく、ほかの道路につきましての計画はどのように考えていますでしょうか。

○議長(波岡玄智君) 防災対策室長。

○防災対策室長(上田幸作君) 他の地域につきましても、それぞれ東日本大震災以前からの懸案もありましたし、この東日本大震災で尚かつ要望もありますし、当然、町としても必要と考えております。具体的に地域別に申しますと、まず丸山散布地区につきましては、現在湖沼公園を利用して道有林に登る避難階段があります。

ただ、やはり丸山散布地区から見ますと海に向かって逃げて行く、それから階段が非常に急で元気な人であれば何とかあれなんですけれども、高齢者それから足の不自由な方等につきましては、非常に困難な状況にあります。そういった意味で別なルートを、これも新年度これから審議をお願いするものでございますけれども、新年度どのルートが良いのか、場所でいいますと丸山散布地区の公営住宅の裏から抜けて行って、向こう側の山に登るルートが良いのか、それとも今使っている湖沼公園を使ったルート、それも先程、霧多布地区と同じように階段というのは非常に困難な部分が出てきますので、それも車が通れるようなルートが出来れば一番理想的ですけれども、そこまで行かないとすれば、やはり斜路、スロープ状のものを検討しております。

その他、25年度要望等はしておりませんが、榊町地区におきましては、道道1本を車で避難しているのですけれども道道の関係、それからいろんな関係がありまして、榊町憩いの広場に徒歩で上がれる避難路も検討している所でございます。そのほか榊町地区につきましては、憩いの広場の手前といいますか、神社があるのですけれども、神社側にも昔、昭和35年のチリ津波の時には、そこを駆け上がったと。今は利用していないのですが、以前は森林公園がありました、そこまで上がるような避難路を調査しなければ分からないのですけれども、本当は出来るだけスロープ状にしたいと考えておりますが、山の傾斜等で階段等も出てくるのかなと思っております。

それから、火散布地区におきましては霧多布寄りに向かって来る道道を使ったり、それから養老散布の坂に上がる道路はあるのですけれども、トンネル側の方の集落につきましては、間に散布の橋があるものですから、橋の関係によっては心配な部分もありますので、トンネル側に上がるような避難経路が出来れば良いのかなと思っております。これは藻散布地区においても同じ状況です。藻散布の橋からトンネル側の方は、トンネル側の上部に避難出来る道路があるのですけれども、厚岸寄りの方につきましては、旧

道を利用出来ないかなど、今もある程度のところまで上がれるのですけれども、それらに避難路として整備出来ればなと思っております。その他、要望として出ております新川地区につきましては、新川の西地区からMGロードに直接抜けられる、漁組さんの倉庫の辺りを通って道道に出てきているのですけれども、そうではなくて厚岸側に向かってMGロードにぶつかる道路が出来ないかなということも検討しております。

それから、その間にも何年で出来るかも分かりませんが、今現在の上皇寺の階段につきましても、だいぶ設置から年数が経っておりますので階段の改修になるのか、先ほどから申しているように階段は中々厳しいものがありますので、スロープ状に出来ないものかという、そういう検討もしないといけないと思います。徒歩で上るとい部分では、車の混雑等も影響するというので、霧多布の一新会方面の途中から近道といえますか、そんなことも考えなければならぬなと思っております。それから避難路でいえば、たとえば琵琶瀬の川中琵琶瀬、仲の浜、新川の皆さんはMGロード1本しかありません。理想ということではあるのですけれども、例えば琵琶瀬方面から榊町方面の高台まで抜ける新しい道路1本出来ればなお良いでしょうし、暮帰別、榊町方面からもMGロードにぶつけるのではなくて直接、茶内方面の高台、山の方まで抜けれる道路が、その辺は湿原の問題それから川の問題、ラムサール条約の関係等諸々あると。机上で考えているようなことではあるのですけれども、そういったことも将来的には必要なのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 町として考えていることは避難路、徒歩で上がる道路のこのことを今、語られた様ですけれども、今年の避難訓練の時も皆さんどちらかという、車で避難された方、訓練に参加した人が多かったかと思えます。聞いてみますと、やはり万が一、地震が来て逃げる時には車で逃げるよな、という方が多いよなと私は思うのですが、そうすると車で逃げられる道の整備ということが特に大切なのかなと。

先ほどいいました、仲の浜、新川、暮帰別地区の人たち榊町にしましても、MGロードを使って逃げるにしても、やはりみんな車だと思うんですね。そうしますと、その車が通れる避難路の整備というものについても、道道であればやはり道にお願いして、MGロードを3車線化してもらおうとか、榊町の上りも3車線にってもらおうとか、MGの上りも3車線、琵琶瀬の上りも3車線にお願いするとか、そういうことを避難路としてこ

うしてもらうんだと、先ほど町長が防潮堤につきましていわれましたけれども、そういう計画をやはり早急に作り上げて、避難路の整備につきましては、やはり庁舎の問題もそうですけれども、開発期成会の要望事項に載せて、そして、その都度要望を重ねていくんだと、そういうことが、私は大事だと思うのですが、どうも今まで聞いていますと、まだそういう点では具体的なものとして、これから考えるというような方向にしか見えないのですが、やはり庁舎の移転の問題、避難道路の整備、それから防潮堤のかさ上げ、この問題は町長の考えの中で、やはりこのくらいのは作り上げて町民を安心させようということで、具体的なものを早目に示していただきたいと思います。これは浜中町の財源だけで出来ることではなく、国・道にお願いしてやってもらうことがたくさんあるかと思います。そういう意味で、今この国も防災減災問題につきましても、予算も随分拡大しているようですから、今やらなければ、取り残される恐れがあるのではないかと、私は考えるわけですので、そういう点で早急に具体的な要望を作り上げ、すべきだと思いますが、町長その辺につきましては如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 先に、私の方からお話させていただきますが、先ほどの町の避難路の関係と合わせまして、当然、既存の道道、議員おっしゃいました榊町側から貫人・恵茶人側、それから散布側、湯沸、町内走る道道全てが重要な避難道路となります。MGロードも然りですけれども、高台まで抜けるのは町道を通った後、殆どが道道になりますので避難路としての役割は、既に開発期成会の方はまだですけれども、直接的には建設管理部以前の土現さんに、全ての道路につきまして拡幅といいますか、2車線化といいますか、そういった形での要望を上げているところでございますし、その他、道路の耐震化というのですか、地震で崩れては何もありませんので、そういった部分も含めてありますまた、建設管理部さんの部分ではないんですけれども北電NTTの電柱ですね。電柱1本倒れば、それでしばらくの間ストップしてしまうという予想もありますので、本当に時間もかかりますし、お金もかかることかも知れませんが、そういった部分につきましても要望を挙げているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この道路の関係、MGロードも道道の関係も含めて、今、浜中町の重点要望の中にしっかり入っております、これから作る計画も含めて要望事項の中に、今いわれた道路は全て入っています。全て入って3車線化含め、私個人にしてみれ

ばそんなに大きくして良いのかと思うくらいの計画、要望を挙げています。今、町が自分でやるという部分を重点にっていましたから、当然、道道の関係は道にしていますし、国については国道の関係ですから、国道は離れていますけれども、今釧路・根室間の高速道路の話が出ています。その時の話が出てきた時に、国道44号線を中心に走って行ったら、厚岸の糸魚沢の所だって海岸線じゃないかと、浜中に来ると逆に高くなるから、そのことは心配ないけれども、是非、浜中としては笑われるかもしれませんが、海岸線に高速道路を持って来てもらっても良いですといったんです。そうすると高い道路を造りますから、高架になると思いますけれども、そんなことも今議論しているといいますか、多分、採択はしないだろうと思いますけれども出来ること、考えられること、全ては積極的に防災、また各課含めて、国・道へ強く要望している現状であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今、町長の話の中で国・道へ強く要望していることですが、要望事項というのが、やはり我々の目にも見えて浜中町は、こういうことを要望しているんだといいますか、図面といいますかそういうものを示してもらう方が大事ではないのかなという気がいたします。町長、本当にそういうことを進めていただきたいなと思います。今やらなければ、取り残されると私は思っていますので、そういう点ではお願いしたいと思います。

先ほどの防潮堤の件ですけれども、道がそういうことで数十年に一回、百数十年に一回の津波に対する防潮堤のことを、今検討しているようですけれども、霧多布港湾にあります防潮堤につきましては、これは管理者は浜中町長だと思います。そういう点では、この嵩上げにつきましては検討してますでしょうか。それにつきましても同様に、国に対する要望活動は行っていますでしょうか。その辺につきまして、お尋ねをさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 当然、そこに穴が開くというふうにはらないと思っています。

ですから今回、道でそのことを決めましたので私の管理している部分含めて、当然、やっに行かなければいけないと思っております。これは並行して道・国に向かってやっに行こうと思っています。たまたま管理者が、港湾の部分が町長になりますので、そういう方向で進めて行きたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） そういう点では、町長先程、私の時代ではないかも知れないといわれましたが、私の時代に何とかしていただきたいと我々は思っておりますので、出来るだけそういう点で、やっぱり進めるところは具体策を示して、どんどん進めていただきたいと思っておりますので、これ以上いっても押し問答になるかなと思っておりますので、その辺を申し上げ、この問題につきましての一般質問を終わらせていただきます。

次に、学校施設の配置計画の見直しについてを、質問させていただきます。昨日の教育行政執行方針で本町の子供が安心して学校で学び、保護者が安心して学校に通わせる為に、学校施設を地理的に安全で安心な場所に設置するなど、学校施設の配置計画を大きく見直す時期にきており、見識者からのご意見を伺い、明らかな方向性を見出していかなければなりませんと述べられました。今朝の新聞を見て、25年度中に学校を移転するのですかといわれた方がおりましたが、今、海岸地区にある学校となりましたら、昨日の執行方針の中でも想定される津波浸水高にかかる防災対策についてということで、この津波の浸水地域にある学校となりますと、霧多布小学校、霧多布中学校。それと小中学校の適正配置ということをいわれましたので、しいていえば散布かなという気がするのですが、いずれにしても、地理的に安全で安心な場所へ設置するということが述べられました。先ほど町長にも聞きましたが、町としての防災計画の見直しの中で、庁舎を何処に持って行くかということも、まだ検討されていない中で、学校の施設だけを配置計画で、25年中に計画を作る予定なのか。

そして取りあえずお聞きします。この見識者というのはどういう方をいうのですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ただ今のご質問にお答えします。ここで申し述べております見識者につきましては、教育委員会としては様々な分野で活動している、浜中町の関係機関や地域組織の代表者等と考えております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 町内に居る方々という形で捉えさせていただきますが、その方々と学校の配置計画を検討するということですが、これは教育長、この配置計画を大きく見直す時期に来ているということですが、霧多布小学校の体育館を造ったばかりですが、お聞きしましたら、この予算で25年度やりますけれども、霧多布中学校の体育館も耐震化工事を25年でやって行くということで造り直していく学校がある中で、この配置

計画をやらなければならないというのは何なのでしょうか。その辺につきまして教えてください。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今回の教育行政執行方針に記述をさせた背景につきましては、議員承知のとおり2011年3月に発生した東日本大震災、また昨年6月に公表されました、北海道太平洋沿岸の新たな津波浸水予測、または本町の児童生徒の推移、更には将来に亘っての学校施設、校舎、体育館を含めての老朽化の問題がある中での背景でありまして、将来に亘っての子供達が通学する学校は安心、安全な場所でなければならないということが大前提と考えております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今、将来といわれましたが、これはいつ頃を想定していつておられるのかなと思います。地理的に安全・安心といわれていますが、完全にこれは高台移転ということですよ。ということは、役場庁舎の高台移転と同じように高台に移転するというので捉えて良いのか。

そして、適正配置という配置計画を見直すということですから、統廃合を含めた中で考えていることなのか、ある程度教育委員会として、こういうふうにしたいとか、こうするとかって絵があると思うのですが、その辺につきまして、もしあったら教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 今回執行方針に書かせていただきました配置計画も含めて、昨年の6月、道が発表した浸水予測図で、もっとも危険な場所が霧多布中学校、霧多布高等学校という位置付をしております。

霧多布小学校につきましては、体育館も改築をして別な視点では有事の際には、避難する場所が非常に近くにあると、そういった部分が条件的には霧多布小学校は、霧多布中学校・霧多布高校の比ではないと。今の霧多布中学校も今回の耐震診断で当面補強して使っていくということを前提にしています。ただ築38年も経過して、外見的には校舎・体育館もまだ傷んでいる感じはしませんけれども、実際には経年劣化による状況が極めて深刻な状況だと。体育館の耐用年数は40年となっています。校舎は元の基準では、60年という基準がありますけれども、大体、今は10年くらい下がってきております。

○教育長（内村定之君） 今のご質問でありますけれども、教育委員会として執行方針に述べさせていただきました。色々と今の霧多布中学校の生徒を安全な場所に、霧多布高校の関係も含めてお話させていただきましたけれども、高台に移そうと、その高台も先程序舎の関係のお話もありましたけれども、当然、その関係についても委員会の中で話としては出ておりました。町がそういった方向で庁舎の移転先等々、まだ問題・課題がある中で、この部分についてはどうなんだと、したがって教育委員会だけでは決して決められないだろうと、見識者から色んなお考えを聞きながら、教育行政として今の子ども達の居る場所をいかに安全な所に移転させるか、そういったことも一定の方向を25年度で出して、将来に向けていこうといったことでの話し合いはしております。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 約10年後で、全体で大体100名くらいの児童生徒が減少になります。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 10年後に100名くらいになるということで、今からこの計画を作るということは、10年先を見込んでの計画を作るのかなという気がしてなりません。今日の新聞を見てびっくりする方も居たと思いますけれども、そういうふうにつける方も居るわけですので、こういう取り扱いというのは、慎重にやるべきじゃないかなと思っております。いずれにしても、確かにこの浜中町の130数年の歴史の中で、霧多布地区が発達して浜中町の中で霧多布に人口が増えて来たというのは、明治の10年代後半くらいからですか、その中で今町内にあります主だった建物というのは、みんなこの海岸部にあるわけですね。

例えば、浜中町のお寺の話ですけれども6カ所みんなこの海岸部にある。そして主だった建物も霧多布の海岸部にある。先人はそういうことで、町の発達その他を考えながら、こういう地域にそういう物を建ててきたんですね。それが今、教育委員会の中で、確かに子供の安心・安全だからということもありますが、そういうことで高台移転、役場庁舎の場合は別ですけれども、それを早急に考えて行くんだと。役場のことよりも学校の方が先、教育委員会が先行し過ぎているんじゃないかなと、私は思っているわけですので、その辺、行政サイド町理事者とも十分協議をしながら、この辺のことを進めていただきたいと申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 通告順に従って一般質問をさせていただきます。

まず、最初に再生可能エネルギーの導入に向けてであります。再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年7月1日付で施行されました。この制度は、太陽光風力などの自然の力を利用したエネルギーの普及拡大を目指すもので、エネルギーの自給率の向上、地球温暖化対策、日本の産業を育成する、後押しをするという効果があると期待をされているところであります。なかでも太陽光発電については、1キロ当たりの買取価格が42円で、期間は10キロ以下が10年間、10キロワット以上で20年間に亘り電力会社が買取りを義務付けされております。少ないリスクで、長期的かつ安定的に利益を上げることが出来ることから、自治体独自で発電所を持つ気運が高まっています。

町長は執行方針の中で、太陽光発電の導入に向け調査研究を進めると述べられており、時代に即した施策であり私も賛同するものであります。この太陽光発電を推進する意味で、以下の点の考え方をお聞きいたしますので、簡潔にお答えいただければと思います。

1点目、調査研究を担当する課及び係は何処になりますか。まず、この辺からお答えください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 調査研究を担当する係でございますけれども、現在は環境政策の企画調整及び調査研究に関することの事務分掌が、町民課の環境政策係となっておりますので、現在は町民課でございます。

ただ、この4月1日に組織機構の見直しが予定されておまして、新年度からは、新しく新設されます企画財政課に置かれる予定となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 多分そのようになるでしょうと思っております。この政策については、非常に前向きに推進するという意味からいえば、ある程度、知識を持った人を配置するということが必要かなと思っております。そういった意味で、過去に特別養護老人ホームを作った時に、準備室というのを作って専門的に、その業務をやらせた経緯があります。そういうことを考えているかどうか、その辺についてお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。今、例に出されたプロジェクトと申しますか、準

備室といいますか、そのことについては特別考えていません。新しいところで検討を進めていきたいと思っております。その専門的といいましても、私としては、それ程、専門的ではないと思っておりますし、色んな事例が実際にあるわけですから、そんなところも含めて、やるとすれば新しい所属するところで、検討として十分だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 町長が述べられたように、専門的じゃなくても事例があるので、それを参考にしながらということだと思しますので、そういうことで対応できるのであれば、特にいうこともないなと思っております。

次の2点目に移りますが、太陽光発電を建設するとした場合の建設場所については、どのような場所を想定しているのかをお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 建設すると想定した時のことでございますけれども、当然、遊休町有地といいますか、一定の広さを持った、町有地の中でも平で造成済みのまとまった土地というようなことで、しかも一般住民生活や生産活動に影響の少ないような場所というような感じで想定しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 遊休町有地ってということですね。町内には沢山そういう土地があると思います。私の考え方では、太陽光パネルを設置する場合の問題点といいますか、コストが高くなるという原因というのは、送電線関係だと思うんです。それで、送電線の関係からいえば、浜中に有る変電所近くが有効かなと私は思っているんですけども、浜中といえば旧競馬場跡地、あの辺が結構大きな面積を有していますし、その点に変電所にも近いわけですし、そういう設備投資の関係から行きますと、その辺が良いのかなと思っております。遊休地といえば、霧多布高校跡地とか、今までに閉校した学校のグラウンド用地、これらが考えられるわけですけども、やはり送配電の関係から行きますと、まだまだコストが高くなるということが考えられますので、その辺も含めて検討していただければと思っております。これについては検討していただければ良いと思いますので、お答えは要りません。

次に、3番目と4番目が関連しますので一括してお聞きしますけれども、発電所建設の規模については、およそ何キロワットの発電所を想定しているか。また、発電所建設

の資金調達は、どのように考えているのかを合わせて伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 発電所の規模でございますけれども、建設する場所の面積に相当左右されるわけでございますけれども、仮に1ヘクタールの敷地に建設するとなれば500キロワット前後ということで想定しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 資金調達に関連しますので、税財政課の方からお答えいたします。

財源につきましては、現在、釧路財務事務所に非公式の形で調査依頼をしております。当面私どもで考えられるのは、まず政府資金を流用して出来ないものかと。出来れば後々の元利償還額の一部が交付税に算入される過疎債でありますとか、辺地債それらが最も望ましいと思っているわけですが、これは中々収益事業としてやる場合には、かなりハードルが高いのかなと考えております。

次に、住民参加型の公募地方債はどういうものかと考えております。これは広く町民に公募することで、地域の事業に参画する意識の高揚を図りながら事業収益の一部を利ざやという形で還元する方法、あるいはまた北海道備荒資金組合の超過の部分、これらからも繰替え運用等が想定されます。ただいずれにしましても、事業を実施するに当たりましては、特別会計という形になろうかと考えておりまして、一般財源の充当につきましては、これは慎むべきと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ただ今、町民課長それから税財政課長からお答えをいただきまして、1キロ1ヘクタール当たり500キロ前後ということを考えているということですね。例えば、50キロワット発電所を造るとすれば、建設費用はキロワット当たり今年の値段で約40万円だと聞いていますので約2,000万円、これに仮設費だとか、若干加算されますけれども、仮に2,000万円としておきます。売電収入については50キロワットで行くと、今42円で買っていますから20年間で売却するとなれば、単準にいて4,200万円この収益があるわけです。約10年間で設備投資の償還が終わりますので、10年後はまるっこ収入増という形になって行くわけです。

ですから端的に考えると、設備投資した倍の収益が見込まれて、その半分はまるっこ町の収入になるというふうに考える。その収入については、町民に還元する財源になる

ということからすれば、私は目指す方向としては1,000キロワット1メガ、そのくらい目指すべきじゃないかなと思っているんです。やるからにはそのくらいやって、大体4億円くらいの投資をして、その倍の収入を得る、それで10年間で償還をする。そうするとその後の10年間については、完全に町の収入に入ってくると。当然メンテナンス等も必要ですけども、パワーコンディショナー等の更新も必要になるのですけれども、そんなことを含めて考えて行くべきじゃないかなと思っていますので、大きければ大きい程費用もかかりますが収益も大きくなる、そのことを頭に入れておいていただければと思います。

それから財源調達の関係ですけども、税財政課長からいわれたような方式がありますね。私は課長から話がありましたように、町が独自でやるということになれば特別会計を設置して、備荒資金組合の繰替運用、これが一番やり易い方法じゃないかなと思っております。合わせていわせていただくと、町民から支出するファンド方式で調達する方法等もあるかなと思っていますけれども、先進地事例で調べてみましたので、ちょっと紹介しておきたいのですが、群馬県の太田市では自治体単独では、初となるメガソーラー太田太陽光発電所の建設導入に踏み切りました。昨年の7月から1.5メガワットの発電所の運転を開始、都市宣言として太陽光発電推進の町太田という形でPRをしております。本年度予算に太陽光発電事業特別会計を設置して、歳入・歳出1億4,600万円の予算を計上している。こういう実態もあります。それから同じく群馬県の前橋市、ここでは県外の発電事業者を誘致して、公有地の賃貸料や固定資産税を得るよりも、自ら売電収入を得た方が、多くの利益を町民に還元できるということで800キロワットの太陽光発電所を運営することに運営委託という形を取っています。この委託は公募型プロポーザル方式、コンペ方式ではなくて建築設計を委託する上で、最も適した設計者を選ぶ方式といわれていますけれども、そういうことで事業者を選定し、今年の8月からの発電開始に向けて事業を進めております。このプロポーザル方式によって選定された業者が行う業務については、大規模太陽光発電施設の設計、施工、工事、管理一式、それと電力会社及び関係機関との協議、申請手続、接続契約申し込み、設備認定など一式、それから設備機器の工程点検、定期点検部品交換、補償等を含むメンテナンス一式、それから施設全体の維持管理一式を請け負って運営する。こういうことで、完全業者に委託をするという方式ですね、これもあると。

それから、鳥取県南部町でも町有地に出力1,500キロワットのメガソーラーの建

設を予定しておりまして、今年の5月に着工し10月の稼働を目指すというものであります。敷地面積が2.9ヘクタールに太陽光パネルを6,000枚設置、年間発電量は一般家庭300世帯分を見込んでいる。総事業費は5億6,000万円、年間収入約6,300万円を想定して、その収益については、各家庭への太陽光発電システムの家庭用の太陽光発電システムの普及促進等に活用するという、そういう内容のものです。

その他にも、高知県の安芸市でも2,000キロワットのメガソーラーを、早ければ今年11月に着工して12月に稼働するというような計画もあるようですので、是非、浜中町でも町単独で、あるいは委託方式、あるいは公募型、公募方式等それぞれ研究しながら進めていただければと思っております。

5点目の質問に入りますが、経済産業省の認定を受けてからの事業着手となりますが、再生エネルギー導入までの流れについては承知していると思っておりますが、売電までには5か月くらい契約までかかると想定して取組む必要があるようでございます。そんなことで、調査研究は、調査研究でいいのですけれども、いつ頃までにそういう結論を出して、設置をして行こうとしているのか。その辺を最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） この制度そのものは、しばらく続くのでしょうけれども、毎年買取り価格が見直されるということでは、段々安くなると想定されておりますので、現在、これから調査研究するということが具体的に、いつやるんだということは宣言出来ませんが、今いったような理由で、早くやるのであれば早期にした方が良く考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 町民課長の方から、やるのであれば早くからやりたいというお考えが示されました。来年以降になると今いうように毎年見直しがされますね。価格が今は42円、来年は37～8円にまで下がってくるという話です。これはやはり設備費の方が安くなっていく対応、モジュールが安くなっていく反面、そういう反動で買取り価格も安くなるという相関関係にあるということから、そうなるのかなと思っておりますので、いずれにしても、そんなに収益が極端に落ちるというようなことにはならないなと思っておりますので、この制度の施行後3年間は、供給者側の利潤に特に配慮するということでもあります。それで26年来年までには、やった方が良くないかなと思っておりますが、そういう方向で行く予定があるのかどうか確認をさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 実施年度の関係でありますけれども、有利な年度といたしますと、そういうことになるのかも知れませんが、今、着手といたしますか、調査研究する、したいという発想は、太陽光発電が各地で大手企業がやっているメガソーラーがどんどん作られています。メガソーラーは当然、大きな資金力も含めて、そういう会社が持ってやっているわけでありまして、ましてや20年間固定価格で決められている。ですから、この時にしっかり企業の方は儲けて行こうという考えで入ってきてるんだろうと思っています。

ただ、もしうちの町でそれをやられたとしても、確かに固定資産としては、入ってくるのかも知れません。ただ、どっちにしても大手企業とパネルメーカーが大きく担うわけですけれども、そうすると地元の我が町の事業がどうなのか、業者も含めてどうなのかということも考えておりまして、出来るのであれば、地元の業者が建設するなり、そしてまた維持管理も含めてお願いする固定資産は入りませんが、電気代で少しお金を貰おうじゃないかと、そのことをしっかりまちづくりの中で活かして行きたいというふうに思っています。

そういうことで、この調査研究を進めたいと思っている所でありまして。確かに電気を送り出す為には、近くに北電の施設が必要で距離が短い方が良いということもあります。

ですから色々なことで調査・研究を進めさせてもらってやって行きたいと思っています。年度的には26年度は進めて行きたいと思っていますし、ただお金を借りるにしても使うにしても議員もいわれましたけれども、1,000キロではどうだと、4億円だということになります。まあ限度としては今のところは、そのくらいの金額かなと思っています。

ただ、それ程一発でやろうじゃなくて、小さく町民課長がいらっしゃいましたけれども、500キロワットくらいでやってみて、その成果を見て、その結果を見てどうなんだという話になるんじゃないかと思っています。これから当然、事業設備費も少なく安くなってくると思っていますので、そのことも含めて検討させてもらいたいと思いますけれども、将来的には、そのことが良いということであれば、また議会のみなさんと協議しながら、相談しながら進めていきたいというふうに思っています。浜中町には再生エネルギーとして風力もやっています。それから住宅、農村部の農場にも多くの太陽光が入っていますし、住宅も新築含めて結構造られてきたなと思っています。そういう意味か

らすると、浜中町もそういう形で食糧生産基地とありますけれども、エネルギーだって造れる、そういうことも含めてまちづくりの中で生きていけないかなと、将来バイオマスも含めて、そしてまた海の関係では波力も含めて、色んな形で検討出来るのではないかと考えています。エネルギーも含めて、この町が少し変わっていくのではないかと、そんなことも含めて検討していきたいと思います。色んな形で勉強させてもらって、そして会計も含めて、町がやってうまく行ったことというのは、今まであまりないのですけれども、そんなことにならないようなことで、ちょっと1年間少し勉強させてもらって進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 町長から前向きな話がされました。確かにいきなりメガ級の発電所よりも500キロワットくらいずつで、やって行くというのも方法かなと思っています。今年の町政執行方針の目玉事業を推進するというようなことで、今朝の新聞にも報道されておりましたから、是非、前向きに進めていただければ、町民への関心度も高まるし引いては町民に還元できるとなれば、これも町財政にも刺激するということになると思いますので、そういうことを含めて是非進めて行きたいと思っています。

それでは2番目の質問に入らせていただきます。6番議員の質問がありましたが、庁舎建設や避難道等については、私が23年6月の定例会で確認したことがありますけれども、それを進化させた形で町長は答弁されていたようですので、重複をさげたいと思います。そこで絞ってお話を聞きたいと思いますが、まず避難タワーの関係なんですけれども、緊急避難施設の建設計画についての質問をさせていただきたいと思います。避難タワーの建設については、総合計画に示された規模を見直し計画年度にこだわらず、前倒ししてでも庁舎より先に建設したいとの考えが町長から示されておりましたが、調査設計等の見通しが立っていない状況にあります。

そこで伺いますけれども、一点目、平地部に住む琵琶瀬川中、仲の浜、新川西地区、俗にいうチリ部落、そのエリアが約400人おられます。この命は、茶内方面に逃げるMGロードの存亡にかかっているわけです。車での避難が殆どになりますから、車で避難できない時の避難タワーは、私は有効だと思っているのですが、他に避難の方法があるかも含め、その辺の見解を示してください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 避難タワーは有効だと思うということのお答えをいた

します。おっしゃいましたMGロードを利用します新川西地区、仲の浜、琵琶瀬親睦地区の方400名、その方々に限らず霧多布、新川東地区の方、それから暮帰別の方、榊町の方、琵琶瀬共交の方、それから霧多布の4区方面といいますか、湯沸山から離れた地区の方含めまして、仮に車で避難出来ない、徒歩で避難するとした場合約600mとか1キロが限界だと思います。10分くらいの時間がかかるわけですので、そういった意味から含めまして、今日から津波警報の発表基準も変わっておりますけれども、いわゆる巨大な津波に耐えられる、昨年6月28日公表の浜中町沿岸域ほぼ15～6m以上の津波高、15mとか20m最高の34.6メートルまでいらないまでも、ほぼ全域が15m以上の津波予想高になっておりますが、それに耐えられる建物であれば、避難タワー、それから避難ビル、高台があればそれは当然有効だと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 聞き取れなかった部分があるのですけれども、何メートル以上の津波が来た場合に耐えられれば有効だと、その辺、聞きとれなかったのもう1回お願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） いわゆる昨年6月28日に、北海道が公表しました新たな津波浸水予測でいう浜中町沿岸に予想される津波高、いわゆる琵琶瀬で34.6mという数字が出ておりますけれども、その他、地域によって例えば霧多布ですと14～5m、琵琶瀬の内陸で10mという数字がありますけれども、大体15mくらいの津波高が予想されております。それに耐えられるものであれば、私も有効かと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 津波が押し寄せる場合に、すぐ対応しないといけないのは、一早く高台に避難する事が大事だということは、十分承知をしております。今まで私も何回も質問してきまして、その都度いつているのですけれども、その為に橋や道路の欠壊がないかどうか監視カメラを要望して、今回予算措置がされるようでありますけれども、平地に住む人方の避難タワーに代わるものとして、シェルターなんかも考えられているようですし、今日の新聞では35人乗りの津波救命艇、これは四国運輸局が試作、公開しているというようなことが出ていましたけれども、そういうこともあると思うのです。

大体この津波救命艇については35人乗りで、約700万円くらいの額だというお話

でした。これが10機あれば7,000万円、そしてこの400人エリアで行くと12機くらいが必要になってくると思うのですけれども、私はそういうものでも構わないと思うのですよ。

ただ、この400人というのは、私たち防災対策特別委員会で視察をしてきた三重県の大紀町の錦タワー、あれが500人の収容が可能だということで、あれは20mの高さですね。それで約1億2,000万円位で出来ているということで、それらを参考にもうそろそろ具体的に調査設計くらいしても良いんじゃないですか、という話をしてきたわけですが、中々それが進まない。一体どうなっているのかなと考えているのですけれども、昭和27年の3月4日の十勝沖、昭和35年5月24日のチリ沖でも被害があったわけですが、一次産業を続けるという決意で、誰一人この地を離れることなく、復興を遂げてきたわけですね。

今、作業空間と居住空間を分けるという話も一部出ていますけれども、今ある産業そのものについても、現在地で先人が延々と築き上げてきた証です。この地を離れるということになると、漁師を辞めるという人も出てくる、ですから居住地の移転等については非常にハードルが高いといわざるを得ないのです。ですからその地域に根ざした生活を維持していくためには、その有事の際に、MGロードが壊れたら避難タワーが必要だといっているんですよ。昨年6月に発表された1,000年以上に一度の巨大地震、これが34.6m国内最大でビルの10階程度に相当するという報道がされたことから、私どもが地域で要望していた20mの高さ、20m以上の高さのものというタワーについては、それでは耐えられないのではないかということから調査設計をしない。よくデータを見て欲しいんですけども、このデータが示された中でいくと、赤線が10m以上、それで仲の浜、新川方面の琵琶瀬湾については先ほど室長がいわれましたように10mの高さですよ。霧多布が15.8mくらいですか。それで、道道別海厚岸線が仲の浜、新川の前を通っていますけれども、その道道から後ろに行きますと、湿原側に行きますと6mから7mの高さです。そこに20m以上の堅牢な施設を造ってくれというのは無理があるんですか。自信がないから調査費もあげられないということになるのでしょうか。その辺理解して、要望が余りも強いのかどうか。その辺の見解を伺いたいのですがどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 昨年議会の皆様と、私も視察してきました三重県大紀

町の錦タワーのお話もありまして、錦タワーにつきましては、海拔4 mくらいの所に高さ21.8 mのタワーを造ってあります。その当時の津波の想定は6 mくらいの津波に対する想定でありまして、20 mの高さはありますけども、避難場所としては15から6 mの場所から3階・4階・5階を使った避難所という想定500人。500人の計算も色々あるのですけれども、計算しますと1人25 cm四方くらいの面積の数字の500人です。私が理解が出来ないということですが、先程の津波浸水予測では、仲の浜・琵琶瀬地区でいいますと道道海岸線寄りが10 m以上、道道から湿原側が6 m以上という表現で公表されております。6 m以上ですから6 mで想定しますと、例えば15 mくらいの建物、それ以上の建物であれば避難場所としては有効かと思えますけども、道道まで10 m以上、湿原が6 m以上、そこも6～10 m来るかもしれません。それで設計上、町の総合計画で27年、29年に予定していました鉄骨状のものは寒冷地でもありますし、津波の強さからもメーカーさんに確認したところ、それでは10 mから15 mの津波では耐えられないということがあります。冬期間があります浜中町におきましては、議員おっしゃる囲われた錦タワーのような建物が必要かと思えますけども、10 m～15 mぐらい来るところに20 mのものを、相当面積を大きくして5 mくらいの余裕でということは、仮に25 cm四方でも400人であれば、60坪くらいあれば出来るのですけれども、今10～15 mの津波に耐えられるような耐津波設計をするのが、昨年大手スーパーゼネコンが発表した程度で、国の方でも、それから昨年視察した高知県の担当者もいっていましたが、まだ津波に対する基準がはっきりと示されておられません。単準に例えば基礎の深さを1.5倍にしたらいいとか2倍にしたらいいとか、壁の厚さを1.5倍にしたらいいかという検討をしている最中ですが、まだ検討中でありまして、10 m～15 mの津波に耐えられる建物を設計する設計屋さんも今はいません。

たまたま昨年10月、大手スーパーゼネコンといわれる業者さんは20 mの津波でも耐えられる建物を設計できるということを公表しております。それから昨日発表になって、お話ありました救命艇35人乗り、それは避難するのとはちょっと違うのですけれども、浮かんで逃げるというものですけれども色々な物が出て来ております。建物もそうですし浮かんで逃げるもの、それから四国中土佐町では既に、地下シェルターも色々なパターンがありまして、半分地中に埋まるもの、それからそっくり埋まる物、それから中土佐町が25年度調査設計に予算化しようとしているのは、崖に横穴を開けて、そ

れをシェルターにして中で上部まで繋がっているというような、25年度調査設計をするそうです。

そういったことで、琵琶瀬、仲の浜、暮帰別地区に地下シェルターが良いのかどうかは別な問題として、建物も含めて色んな物が出てきております。今現在、10m～15mに耐える建物を設計するのは、大手ゼネコン1社だけでございますし、そういった部分をもう少し時間をかけて避難タワーが良いのか、先ほどお話が出ました四国運輸局ですか、昨日発表しました救命艇が良いのか、以前お話がありましたちょっと話題にもなりましたけれども、4人乗りのカプセルみたいなのが良いのか、色んなパターンが出てきております。そのカプセルも20人～30人というのも新しく試案化されておりますし、本当に冒頭おっしゃいましたように、津波に耐えられる建物が自信を持って建てられる、間違いないという建物が出るのであれば、それもこれから少し時間をかけて、見極めていかなきゃいけないとそんなふうに考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今室長の方から色んなお話がされました。15mの津波に耐えられるような設計は大手ゼネコンしか、今のところ無いよという話でしたけれども、先程、6番議員に対する答えの中で町長は100年以上に1回ではなくて、近くで防潮堤の嵩上げの要望を国にしていくとっているんですよ。数百年間隔で来る津波の為に。現実的に平地部には何もないんですよ。そこに地震が来て、道路が破損して橋が落ちたと、そういうことを想定してみてください。少なくとも今15mの仲の浜地域、新川前浜地域は琵琶瀬湾10mですから。それと道道、別海厚岸線の海岸よりもむしろ、そのラインでいくと6～7mの高さですよ。そこに20m以上の堅牢な建物造ってくれと。実際20mの高さの建物が錦タワーという物があったんですよ。現場を見てきて今、第2の錦タワーも造っている最中だと。確かに地理的条件とかは違いますけれども、こっちの方が深刻だと私は思っているのです。私の地域については、すごい危機感を持っていまして平成24年2月に単独でアンケート調査を実施して、4月25日に町長の方に独自の避難計画と、それから地域の要望それを踏まえて持ってきているのは分かっているでしょ。その中で避難タワーが最優先、それから防潮堤の嵩上げ、そういうことも要望してきているんですよ。その辺は今度の計画に反映されないのでしょうか。一緒に室長も防災の視察に行っているから、そういうことは町長の方に報告されていて、こういうことは少なくとも庁舎より先にやるとっているんだから、調査設計ぐらいやらなけ

ればならないんじゃないかと、そう進言するのが本来の姿だと思うのですが、町長その辺どう思います。まず調査設計して、場所とかそういうものも地元の方には相談も何もない。そういうことで果たして良いのでしょうか。私はその辺は凄く疑問に思っているのですが、町長の姿勢をちょっと示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先ほどの答弁の中で、津波の推移ということで数十年から百数十年に一度ということで数百年ではなくて、これはレベル1の話ですからレベル2になると、今度は500年から1,000年まで跳ね上がっていくと思いますけれども、そういう高さだと思います。議員いわれているMG道路、仮の話になりますけれども、MG道路が通れなくなったらということでの議論から、この話が始まっていると。その可能性としては決して無いともいえませんし、あるかも分かりません。MG道路が無くなるようになった時にどうするんだという話が、ここから始まってくるのですよね。

ただ、このことが壊れるという想定で防災計画を作るとすれば、根底からやろうとしている避難道とか、前段啓発として今ある防災計画からすると、壊れてしまうといったらおかしいですが、今はレベル1であろうと、レベル2であろうとも、すぐ避難しようということで計画を進めていますから、防災避難施設そこまでたどり着く道路、高台まで行く道路、そして色々な備蓄品も含めての貯え、それから関係する自治会の皆さんの協働するみんなで助け合うことも含めて、進めていることが、今私どもがやっている防災計画の中身でやっています。

それで、今の防災計画の中でいち早く逃げる、避難場所を目指すということでありませう。その為に、その対策を如何に早く出来るかというのが課題だと思っています。ですから年度的にいうと当然、道路等が先になるかと思っています。それを先にやらせていただきたいと思います。そして避難タワーからするとすれば、逃げ遅れた人達を含めて助けて行くのが避難タワーだと思っています。ですから、最初から400名を助けるという避難タワーでは、今の防災計画ではないと思います。そうなってくると避難する場所は、ゆうゆと決まっていますけれども、湯沸に行く道路まで壊れて行けないということになってくると、たどり着くことすら難しくなる。そうなってくるとこの避難タワーが対象人数3,700名、浜中町の海岸線に居るところを中心に含めて、検討しなければ行けないということになってくると思うのです。

確かに、一番厳しいところの400名の場所は分かりますけれども、その考え方がち

よっと違う、ただ調査設計を含めるということになってくると、可能であるかどうか分かりませんが、調査設計ができないといっていますけれども、概算でもいいから大まかな計算でも良いから、幾らかかるんだということを含めて、それからスーパーゼネコンがやっている、それも幾らかかるんだということも、まだ数字を出してくれていないそうです。是非そのことを含めてやって行きたいと思います。いち早く逃げるといふ対策、そのための整備をして行く、準備をして行く、そしてそれが出来た段階で逃げ遅れた人達のための避難タワーというのも当然考えなくてはいけないと思うし、この計画から落とすわけにもいかないと思っていますし、大事なものだと思っていますところ。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 町長から考え方を聞きました。まさにそのとおりだと思うのです。私は400人全員を避難タワーに収容するというのではなく最悪の場合はそこに行く。普段は逃げ遅れた人の為にそういうタワーがあれば有効でしょう。そういうことで質問していますから、町長のいっている通りだと思います。私も、その通りだと思っていますから、その辺、誤解のないようにしていただきたいと思ひますし、後段いわれたように例えば、大手ゼネコンで20m以上の建物を建てるのであれば概算どのくらいかかりますよと、あるいは錦タワーのような物であれば、今の道単価に置き換えて計算してみれば、どのくらいのものになるよと。やっぱりある程度は示してもらわないと先が見えてない。

町長は、総合計画で計画されていたのは27年でしたよね。後2年それを前倒ししてでもやりたいと。その鉄筋造りの物を見直して、やっぱり雨風しのげるようなそういう避難施設、避難タワーにしたいという話でしたから、今から準備にかからないと、調査なりそういうことを研究していかないと、前倒ししてでもやるという答えになってこない。

だから、地域としてはその辺が見えてこないから聞いているんですよ。

そんなことで町長の考え方も今回解りましたし、私も地元に戻って、そういう話をしたいと思っていますので、理解をさせていただきます。

それで2点目ですけれども、町長の昨年の執行方針で防災計画見直しにかかる基本的な考え方として、ハード面、ソフト面の整備目標と整備予定などを盛り込むことや、地域住民の意見、提言を計画に反映させるとしております。

現在、作業中の計画にハード面の整備目標予定、地域住民の意見提言が反映されると

思います。仲の浜地区からも町長に直接手渡したものも含めて改めて聞きますけれども、避難タワー調査設計も含む目標年次について、改めて答えが出されるのであればお聞きをしたいと思います。先ほどお答えいただいたので示せないというのであれば、それでも結構だと思います。それと昨年9月に予算補正した海拔表示板の設置工事、104カ所と津波防災マップ4,000部の作成配布はいつ頃になるのでしょうか。道道別海厚岸線については、昨日ですか私の家の前の所に海拔4mという表示がされていました。町の作業がまだ見えない、本当に年度末までに出来るのかどうか。その辺も確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室。

○防災対策室長（上田幸作君） 最初の避難タワーの整備計画につきまして、地域防災計画に年度等を盛り込めるのかというお話ですけれども、最初の質問にあったとおり、現在避難タワーにつきましての整備、年度内の盛り込みは予定しておりません。

それから2点目の海拔表示板、当初104カ所で計画しておりましたが北海道、道道との重複した部分がありまして、最終的には101カ所で工事発注しております。今月の25日に完成を予定しておりますので、ぼちぼち付いてきたところでございます。

防災マップにつきましては、完成を今月30日としておりますけれども、業者さんにお願ひしまして出来るだけ早い時期に、この25日に防災会議も予定しておりますし、月末の駐在配布に間に合えば、その辺ははっきりしていないのですけれども、なるべく早めに納品してもらうように頼んでおります。納品になり次第、駐在配布を通じまして、全戸に配布したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 調査の関係でありますけれども、最初に総合計画に載っている27年29年に設置する。総合計画に最後の所につけていると思っております。それを作ったのは、一昨年の3.11の震災の前に作っていますから、この表現であります。ですからそこに載っている計画含めて前倒しだとかそうじゃなくて、一昨年の3.11を受けて、もしやるということになれば、そしたら根底から崩れる話だと思っております。もしやるということになればですから、そのことではなくて当然、先ほどもいいましたけれども、今出来ること、今やらなければ行けないことを先にやると同時に調査設計も含めて、是非そんな所も数字を出してもらい、またその中で検討をしながら逃げ遅れた人たちへの避難タワー含めて、どうやったら造って行けるか、お金がいくらかかるのか。そ

の時に初めて今、考えているやつがある程度終わっての話だと思っていますので、年度的にはそういう形になると。今その年度は示せませんが、やる順位としてはそう考えている所であります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 避難タワーについては、やる方向で考えているというようなことですので、是非そのようにお願いをしたいと思います。ちなみに避難タワー設置に向けての手順とか課題というのがありましてね、検討してから津波タワー設備、設置場所、規模等の検討ということで設置場所、あるいは規模、景観への配慮、それから機能の検討だとか色々あるわけです。そういった手順も私の手元の方にありますので参考にしていただければと思います。是非、取り入れていただければと思います。

最後になりますけれども、防災計画の関係について聞きたいのですけれども、先ほど6番議員が聞きましたけれども、ハード事業の関係です。タワーも含めて避難道路を含めであるのですけれども、釧路市については今回の国の補正予算で、防災庁舎の建設を今年と来年でやる予定でございました。規模は30億円程度で建設すると。それを独自の実質負担が6億円だったのが今回4億円に前倒して補助金等が出たので、有利な起債を使えたという事で、2億円程減ったという事が報道されておりました。市はいち早く国や道と協議してきた成果だと言っているんです。ですから6番議員とダブルかも知れませんが、国や道は手を広げて待っている、そこに申請なり要望をして行くのに、まず防災計画がきちんと出来ていないと、そういったことの要望が前向きに行かないんですね。

ですから、本年度中に防災計画が見直される、そこに整備計画とか、整備目標とかが入って行くということであれば、より良いのかなと思っているので是非、その計画を早急に作っていただきたい。このように申し上げておきたいと思います。そんなことで整備計画をきちんと、今回の見直しの中に位置付けされるのかどうか。その辺だけ確認して終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室。

○防災対策室長（上田幸作君） 先程の避難タワーにつきまして、年度等の表現は出来ませんが、その他の予定しているものにつきましては、整備計画という形で予定年度だとかそういったものを記載しようとは考えております。

避難タワーにつきまして、避難タワーが良いのかどうかという部分につきましては、記載、計画をしようと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今いわれていましたけれども、ハード面の整備目標の中に、避難タワーは含まれませんといいましたけれども、町長がさっきいったのは、そういうことではないと思うので、もう一度確認させてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 避難タワーを整備計画に入れないということではなくて、避難タワーになるかどうか解らないのですけれども、避難タワーの年度という明示は出来ないという考えであります。いい方が悪かったのですが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 年度を明示出来ないということはやらないということですか。一応計画ですから、こういうものについては整備目標として、タワーもその中に含まれますよと、それが目標じゃないですか。そういう目標だからやる、やらないというような話ではなくて、一応、避難タワーということが有効だと思うので、その整備計画の中には入れますよと。ただし実施年度については、色々検討しなければいけないから、まだ先になって明示できないけれども、一応入れますという回答だったら分かるのですが。その辺、確認をさせてください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 今いわれたとおりです。避難タワーになるかどうかはわかりません。年度までは明示できないということです。議員おっしゃるとおり、計画で何年度に完成とかということは入れませんが、避難タワー等の部分は、ハード面の計画として載せたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） やっと分かりました。この前6番議員も先ほど話しておりましたけれども、伊東良孝衆議院議員、それから小松道議が来た時の町の懸案事項の中にも、避難道の整備だとか色々ありましたけれども、避難タワーのことについても触れてくれたと聞いておりますので、是非その辺は含みとして齟齬のないように、お願いをしたいと思います。以上で終わります。

○議長（波岡玄智君） 町長、最終答弁。

町長。

○町長（松本博君） 答弁します。この防災対策含めて今日の新聞ですか、船みたいな潜水艦みたいなものも出てきています。避難の関係で色んな形で今、ことが考えられて、そして少しでも人命を助けるということでの対策が色んな形で行われている。

ですから、最終的に後何年かしたら、また違うことが出てくるような感じもします。

ただ、目標は一人も人命を亡くさないということで、防災計画が大切だと思っています。今ある中では、避難タワーだって当然、逃げ遅れた人も含めて助けるということで、位置づけて行きたいと思っています。それから先ほどいいましたけども、色んなことを考えていますけども色んなことを、これから私がやっていることだって、また変わる可能性があります。この防災に関していえば、政策も含めて制度も変わってくるかも知れませんが、是非進めて行きたいと思います。

ただ先ほどいいました釧路市の関係、釧路市のは財務省の所長さんとも先日前お話ししたけれども、全く準備が良かったといえますか、最初から防災だといわないで進んでいたものが、しっかり飛び乗ったといたらおかしいですけども、すごくラッキーだったといういい方をされています。これから我が町も含めて色んな知恵を借りて、そして建物、それから色んなもの避難施設も含めて、整備していきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） この際暫、時休憩いたします。

（休憩 午後 1 2 時 2 分）

（再開 午後 1 時 0 0 分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番成田議員。

○5 番（成田良雄君） それでは、質問通告書に従い質問をさせていただきます。

今回の一般質問は 3 件にわたっての質問になります。行政の新たな取組みについての質問でございます。どう認識し、どう取組んで行くか問いますので明確に、そして簡潔に答弁をしていただきたいと思います。

それでは初めに、電力不足による我が町の節電対策についてでございます。原発等の停止により北海道電力は電力不足を乗り切る為、最大使用電力を 2 0 1 0 年対比で節電目標を 7 % 程度と設定して、計画停電を実施しております。また節電推進をも求められております。そこでお伺いいたします。一点目ですけども、北電の 7 % 削減に対し、町

はどのような節電計画のもと検討、実施しているのか。

また、町内の事業所や各種団体及び各家庭に対しては、どのような節電要請をされているのか。まず、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 節電に対する町の実施でございまして、先ずは、夏の節電ですが、7月2日から9月28日の平日の午前9時から午後5時までを集中対策期間として、町内全公共施設を対象として、平成22年度の同期間と対比して7%以上の節電を目標として取り組みました。主な取り組みの内容としましては、同課執務室照明の減灯、保温便座トイレ、ジェットタオル、電気ポット等の電気製品の使用の見直し、玄関の自動ドアが二重の場合は、内側の開放、パソコンのディスプレイの照度の調整等の取り組みを実施しております。結果としましては、7月に6.0%、8月9.3%、9月7.1%の節電をしております。

次に、冬の節電対策でございまして、12月3日から3月29日の平日午前9時から午後5時までを集中対策期間として、夏同様に全公共施設を対象として平成22年度の7%以上の節電を目標として取り組んでおります。主な取り組みに内容につきましては、夏と殆ど同様でございまして、季節的に自動ドアの開放等出来ませんし、また、冬期間は暖房、照明での電気の使用が主なものでございまして、中々節電も大変なわけでございますが、ストーブの設定温度を低めにセットする等しております。結果としましては、例年になく寒さによりまして、1月は残念ながら逆に1.3%、2月は3%の増となっております。

次に、町内の事業者は各種団体、各家庭に対してどのような要請をしているのかということでございますが、町の広報誌を利用して昨年7月・9月・11月・12月、そして今年の2月にレジポ君からのお知らせのコーナー等で節電のお願い、あるいは節電方法のアイデアの提供をしております。また、北電からの節電要請パンフレットを11月に各戸配布して周知しております。町の対応としては以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） ただ今、町民課長から説明をいただきました。行政として夏に色んな内容で節電し、その結果6%から9.3%、しかし2月から3月までは寒さのプラスということでございます。そしてチラシも配布されているということで私も読んでいます。そういう意味で要請されていますので努力はしております。

ただ、やはり減灯等、しているということでございますけれども、一部電灯を会議室やあまり使わない所は、蛍光灯なり電灯なりを取り外して節電されていることが見受けられます。そういう意味で数名ですけれども、室内が大変暗いとか、そしてまた作業するにしてもしづらいという声が聞かれます。行政として努力はしていますけれども、やはりそういう意見もあります。今後もこのような体制で進んで行くのか、その点、ご答弁をお願いしたいということと、教育関係で教育委員会の方では、どの様な節電目標の計画を立てて、子供たちの勉強に差し支えないように計画して実施しているかと思えますけれども、教育委員会の方も答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 室内が暗くて執務に影響があるというような要件があるということでございますけれども、私どもそこまでは求めていないわけで、必要最小限の照明でということをお願いしているところでございますので、もし、そのような所があるのであれば、もう一度確認させていただきたいと思えます。それと今後どうするのかということでございますが、昔、環境ISOの取組みをしていたということで、その後も自主的に取り組んでおります。今後もこのような形で集中対策期間というのは特に設けなくても、通常からそのような節電に対しては取組んで行きたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 北海道電力の電力不足に伴う7%の節電の協力につきましては、教育委員会としても6月末に、各学校への節電の協力通知をしているところであります。この協力通知につきましては、児童生徒の学校生活に支障の出ない範囲内での節電をお願いしているところであります。

また、平成18年度から学校版ISOに取り組んでいることから、現在小学校5校、中学校1校が、環境保全資源の有効活用、環境への負荷の低減など環境に優しい学校づくりに向けた取り組みを行いながら、節電にも取り組んでおります。教育委員会としても今後、学校生活に支障のない範囲内での節電の教育は、定例校長会、教頭会の中でも随時お願いをして行きたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 教育員会の方も、それなりに行政に基づいて、児童生徒の勉学に支障のない程度で節電しているということでございます。

本題は、次の2点目でございますけれども今後の節電、夏の場合は節電出来たのですが、冬の場合はプラスになったという答弁でございます。そういう中で、今後やはり、省エネ化をしていく必要があります。公共施設の電灯、または街路灯をLED照明とし、省エネ化を計画的に促進すべきではないかと考えますが、その点、計画を考えているか。まず答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただ今のご質問でございますけれども、節電、省エネ、まさにこのような時代でございますから、当然、検討して行かなければならないと考えますが、公共施設は、町営住宅、職員住宅を除いて約100施設ございます。また、街路灯のというお話でございましたが、街路灯についても、町の管理している街路灯は251基ございます。まだまだLED電球といえますか、電灯一つみても高額な状況でありますので、公共施設のLED化については、中々難しいのかなと考えています。先ほどの議論にもありましたように、喫緊の課題も山積している状況の中で、町の財政状況を鑑みますと、ちょっと早々には難しいのかなという考えをしているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 総務課長から説明がありました100施設で街路灯が251と。把握しているかどうか分かりませんが電灯数、そしてそれに及ぶ1年間の管理費、そして電気代、これが分かれば教育委員会も併せて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただ今のご質問ですけれども、街路灯については251基と申し上げましたので、電灯については丸、四角、含めて251灯あります。ただ、公共施設の電灯数については、残念ながら把握してございません。

また、電気料の資料についても今は持ち合わせておりませんので、この場でご回答することが出来ませんことを、お許しいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会の、教育施設の照明のLED化につきましては、製品の単価が蛍光灯に比べて高額となることから、現時点では現実的ではないと判断している所ではあります。今後はLED照明器具の低価格及び、消費電力当たりの明るさの向上に合わせてトータルコストを考慮し、学校施設の大規模改修等の際に効果の高

い廊下等から、順次導入しエコスクール化の推進を図って行きたいと考えております。

また、教育施設の外灯、白熱灯の灯数でございますけれども、小学校7校につきまして、概数ですけれども1,366灯、中学校3校で519灯、高校335灯、合計で白熱灯につきましては、2,220灯の概数ですけれども押さえております。

また、年間の電気料につきましては平成23年度ベースで考えますと、小学校では電気代が1,392万3,000円、中学校では411万3,000円となっており、平成24年度1月現在の数字を申し上げますと、小学校ではトータルで1,051万1,000円、中学校では381万円となっておりますけれども、今後2月、3月の分の電気代が加算されることを考慮しますと、大体同じような年間の電気代になるかと推測をしているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 総務の方では、100施設に電灯はあるけれども、数、電気代は資料が無いということでございます。教育委員会は今述べたとおりでございますけれども、教育委員会から数字がでましたけれども、年間、小・中で1,800万円という電気代でございます。これを全てLED照明にすると、どれだけの電気代が削減出来るのか試算されているかどうか。その点だけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育施設の全ての灯数のLED化に伴いましての、消費電力及び電気料については試算をしておりません。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 試算していないということでございます。参考に、これだけ電気代が削減できるという電機量販店の試算で述べますと、白熱灯の明るさで1日8時間、例えば60ワットの電球では54ワット消費電力があると。ところが、その明るさ同様にLED化すると、7ワットですから8分の1くらいの消費電力で済む。年間の電気代が、例えば電球60ワットは3,600円と、これがLED化すると500円。

そして製品の寿命ですけれども、この電球だと1,000時間、約4か月で寿命だと。ところが、LED球にすると4万時間、これは13年間取替え無くても良いと。この値段にしても電球は200円程度で買えますけれども、LED球は今、安いので性能も良くなって、約2,500円前後の値段で買えます。電気代だけから見ても、1年間で電気代が3,600円で、LEDが500円ですから3,100円も電気代が削減できると

いうことをございます。ましてや管理維持費4ヶ月しか持たないのが13年間持つのですから。

この球の年間、例えば2個にしても13年間だったら、26個買わなくては行けません。そうすると200円で5, 200円ですから、高価な物といえますけれども、やはり2, 500円でLED球買えますから比較すれば、これだけ削減が出来ます。10年間で3万1, 000円も1つの電球で削減出来ます。教育委員会で数が2, 200灯ありましたがけれども、蛍光管もあるかと思えますけれども、電球で計算すれば分かる通り、電気代だけでも削減できます。そういう意味で今回のLED化照明を推進したらどうかという事になる訳でございます。そこで公共施設のLED照明導入は、積極的に検討すべき課題といえます。

またLED照明導入は、電気料金値上げによる財政負担の低減をも図ることに繋がります。しかしLED照明の切り替えとなると照明器具が高価な為、予算確保に時間がかかるという、先ほど総務課長がいましたけれども、喫緊の課題もあるから予算化は出来ないと答弁されました。導入をしても初期費用は重い負担とならざるを得ません。そこで1つの手法として、民間方式を活用したリース方式によって、公共施設へのLED照明導入を進めている自治体があります。これは7年間、10年間というリース方式です。ですから、わが町もこのリース方式で、LED照明導入すれば電気代の削減以上にリース代はかかりません。それをどうか検討、研究してもらいたいなど。

今、何処の自治体もリース方式で、10年間で、そして10年後は譲渡するという、例えば茨城県の取手市、これは街路灯で規模が全然違いますけれども、9, 700基あったという、これを蛍光灯からLEDに交換して、リース会社から10年契約で貸借する方法を導入と。その場合、初期設備がメンテナンスも含めて2億5, 000万円かかったと。しかし年間経費は電気代の1, 400万円のみで、10年後には蛍光灯時に比べて6, 200万円も経費が削減となったというね、これは各町村で、市でも県でも取り組んで沢山事例があります。このことを調べて我が町においても、どれだけ削減できるか数字を並べて検討するべきと思うのですけれども如何でしょうか。その点答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 公共施設の関係については、今成田議員がおっしゃったように喫緊の課題が多いことから、早々には難しいという答弁をさせていただきました。

また、今も民間のリース利用での方法もあるのではないかというご提言もいただきましたけれども、実はそういった方式があるとは勉強不足で知り得ておりませんでした。

ただ、先ほど来申し上げます様に、確かに電気料だけ比較しますと安いというのはメーカーさんもおっしゃっていますし、宣伝でも耳にしてございますけれども、いかんせん初期投資が、相当まだまだ高いといわざるを得ない状況にあります。全く検討しないということではなくて、現に庁舎分だけはした経過があるんです。

昨年ですけれども、この蛍光管1本が1番安いのを探してもらって7,700円です。蛍光管全部を調べた経過もあったのですけれども、やはり単純計算しても、金額が高額に付き過ぎてちょっと時期尚早かなと、何れにいたしましても今後においても節電、省エネについては、これは当然前向きに検討して行かなければならないことですので、私どもも、もう少し勉強させてもらって検討してみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） そういう方式が、分からなかったということでございますから、10年リースだと初期投資とか、例えば1億円かかっても1年間1,000万円で、それでは済まないですけれども、初期投資の10分の1を支払って行けば済むわけですから、各自治体では導入しているところは電気代の削減以上にといいますか、それまではかからないと。今まで電気代2,000万円、3,000万円かかったけれども、リース料がそれで少なく済む、予算措置はしなくても済むのです。

ですから、やるとなれば直ぐ出来るような形でございますので、リース会社を2店程分かっていますけれども、検討するのであれば教えます。そういう意味で取り組んで行ってもらいたいと思います。

次に3点目ですけれども、現在、町内会の街路灯、防犯灯の電気代は町より8円の補助を受けて管理されておりますが、町内会財政も少しでも削減材料がないかと考えております。そこで町内会で、これは全町内会が対象になりますけれども、敢えて自分の所属の町内会のデータを発表しますけれども、23年度の電気代は総額で、街路灯約38万円で、この2割負担で7万6,000円負担しております。町は約30万円補助をしていただきました。これをLED照明にすることで町内の電器店の試算では、茶内の電気屋さんの試算でございますけれども、茶内自治会で取り組んでいるそうでございますけれども、街路灯で66%削減出来るとされております。そうすると町内会の電気代総

額が約13万円で済みます。町内会で7万6,000円負担していたものが2万6,000円で済むのです。5万円も削減が出来るのです。町補助金も約30万円負担しているところをLED化にすると10万4,000円で済むわけです。ですから町内会が、約5万円削減で、町で負担している電気代が20万円も削減されるわけでございます。

そこで町内会管理の街路灯をLED化にしたいと我々は考えております。全町を早急にLED化にすることによって、町の財政負担も少なく済むと思います。例えばLED化に一举にしてもリース方式にして20万円を浜中市街にすることによって、約町内会で1基につき6万円、量販店でLED化にするのに6万5,000円くらい1基にかかるそうです。ですから41基ありますから266万円、これを10年リースにして300万円としても、町から電気代の削減の20万円を補助としていただいていることによって、今までどおりの電気代補助をしていただいても、10年後は町の負担も削減するし、町内会の負担も削減すると思います。そういう意味で省エネ促進を図るべきではないかと思いますが、その点についても答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 今のご質問の関係ですけれども、町内会という取り扱いの趣旨だと思いますので、御説明させていただきます。

まず、直ぐに街路灯新設の補助等についての交換は、自治会から要望があれば地域振興補助で対応をしております。併せて、先ほど議員お話をしたとおり、24年度では茶内自治会の方から、防犯灯の整備申請が上がりまして、LED化の交換と推進をさせていただいて補助をしているということでもあります。

今後、自治体の方からも随時この防犯灯の補助が来るかどうかというのは、当然、先ほど財源等の部分、それと多額の金額がかかるということでございますけれども、財源的なことも配慮しながら、この地域振興の中の補助としては出していきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 先ほどいいました様に、リース方式で町内会管理の街路灯を一举にリース方式でやると財源は要らないんですよ。振興補助金も少なくても、もし負担を町で全部持ってくれば良いのですが、そうは行かないと思いますけれども、そういうことをいっているわけでございますので、急ですけれども検討をしていただきたいと思います。

そこで最後になりますけれども、今回の国の補正予算で、地域温暖化対策課所管で小規模地方自治体におけるLED街路灯導入促進事業の補助が設けられております。これをちょっと調べていただいて、計画を立てて公共施設はまだにしても、町内会の街路灯についてリース方式を用いて、この促進事業に計画を立てて構成すべきと考えますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 今、町内会の街路灯の関係でご質問がありましたけれども、町で設置している街路灯、防犯灯ともいいますけれども、これと町内会さんが自ら付けている街灯、防犯灯は別ですから、町内会さんの街灯は町内会さんがLED化にしてくれたら良い話で町がやるものではありませんので、その辺ちょっと誤解されているような質問だと思うのですが、ただ、先ほど来、成田議員さんからはリースの関係でご提言いただいておりますけれども、浜中市街には41基の町内会で設置された街灯があります。それをもとに先ほど、1基当たり6万5,000円で260何万円というお金が算出されたと思うのですが、それをリース事業で、もし町内会さんがやられるのであればやっていただいて、従来どおりかかった電気料の2分の1については、町の方で補助するのはやぶさかではございませんので、そのような形でご理解していただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） それはそうですけれども、8割は町で補助しています。

ですから個々でやるのではなく、大きな単位でリース方式をすれば、町の財政負担も少なく済むし町内会も済むわけでございます。このLED交換に対しては、町が主体となってリース事業を展開するということが出来ると思うのです。そういう意味で今後、検討してもらいたいと思います。それが出来るか出来ないか僕も分かりませんが、多分、町の負担も軽減されますから、町主体となってやるのが1番町内会においてもベターだし、町においても負担軽減に繋がると思いますので、その点研究してもらいたいと思います。時間もありませんので次に行きたいと思います。

次に2点目の質問でございますが、ピロリ菌の除菌で胃がん防止について質問いたします。毎年およそ11万人が胃がんを発病し、約5万人の方が亡くなっており胃がんによる死亡者数はおよそ40年間横ばいで、政府の胃がん対策が、今までは必ずしも功を奏しているとはいえない状況でした。一昨年11月、北大病院長である浅香正博特任教

授が胃がん撲滅計画、我が町から胃がんを撲滅する為の具体的戦略を提唱し、日本医師会医学賞を受賞し、ヘリコバクターピロリ略してピロリ菌を除菌することにより胃がんを撲滅出来ることに対して大変大きな反響がありました。我が国では、一昨年2月政府がようやく胃がんとピロリ菌の関係を容認し、ピロリ菌の除菌により胃がんを予防できるとし、今年2月21日より除菌に保険適用範囲が拡大となりました。そこでお伺いします。町民の胃がん防止の為、検診等の受診率を高めていくべきと思うが推進計画は如何でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） 浜中町における平成23年度の胃がん検診受診率は、40歳以上13.2%で受診率には入っておりませんが、その他に職場の検診や商工会の検診を受診していらっしゃる方がいます。受診率向上の取組みにつきましては、自治会を通じてのチラシ配布や町広報防災無線での周知を行うと共に、国民健康保険被保険者の方には、40歳以上の方への検診案内の送付を行うほか、全町民を対象に40歳以上60歳までの5歳刻みの年齢にある節目検診の方には、一部検診の費用を助成し、受診者の拡大を図っていくとの計画になっております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） ただ今、胃がん防止の為の推進、実施を発表してもらいましたが、福祉保健課でのピロリ菌の除菌への認識はどのように考えているのか。その点答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） ピロリ菌の除菌に対する効果についてのご質問でありますけれども、ピロリ菌は胃がん発症にかかわる原因の1つと考えられておりますけれども、厚生労働省の胃がん検診ガイドラインにおいては、ピロリ菌の除菌が胃がん死亡率を低下させる効果の実証が不十分として、ピロリ菌の検診を個人の判断による任意型検診の方法として位置づけられております。

その為、浜中町ではガイドラインで推奨されている胃部エックス線検査を実施しているところですので、原因の一つとなるとは思いますが、まだ実証が不十分な為、胃がんの全てを防止するとは捉えておりません。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 主幹より浜中町では、バリウム検査を推進しているということ

で、このピロリ菌についてでございますけれども、今年の2月21日慢性胃炎においても、保険適用範囲が拡大となったわけでございます。このピロリ菌を除菌することによって、どれだけ胃がん防止ができるかと。ですからバリウム検査は癌を発見するという手法でございます、主にね。しかしピロリ菌除菌は胃がんを予防すると、100%ではございませんけれども、ピロリ菌除菌によって約80%の、完全ではございませんけれども、胃がんを予防することが出来ると、この様に先ほどいいました北大病院長の浅香教授が提言されております。

こういうふうにいわれております。ピロリ菌に感染したことの無い人は胃がんを発病することは殆どないが、問題は、既にピロリ菌に感染している人、除菌したら胃がんを予防出来るだろうか。こういうことに対して、浅香教授ら早期胃がんで内視鏡治療をした患者550名について、こういう検査をした結果3年間胃がんが発病した人が3分の1になったと。つまり感染者は胃が萎縮するなど症状が進んでいるため、徐菌しても発病を完全に予防することができないと。

しかし、胃がんになる等症状が進んだ人でも除菌をすれば、発病を3分の1に抑えられることから、胃がんに至っていない人なら除菌で発病を3分の1以下に抑えることというふうにいわれております。そこで、日本人のピロリ菌感染患者は、3,500万人とも、もっと上がるともいわれております。ですから人口の4人に1人はピロリ菌感染をしている。

そこで、ピロリ菌の感染の有無は、浜中診療所、茶内診療所でも出来るそうでございますけれども、個人で血液検査か、呼気検査で感染を調べて感染者は内視鏡で胃炎と確認されれば、除菌治療を除菌は胃酸を抑える薬と抗生物質と組み合わせて行う、一週間ほど薬を服用する、この除菌薬に今までは胃炎の場合数万円かかったと、胃潰瘍とか十二指腸潰瘍では保険適用になっておりますけれども、慢性胃炎ですから胃がもたれるとか、そういう症状でも内視鏡で胃炎と分かればようするに保険適用になったと。ですから数万円かかっていたが保険適用で約5,000円で徐菌ができれば再感染が低いといわれております。

そこで先程、主幹より胃がん検診はバリウム検査を進めているとこのようにいわれましたけれども、ある市の例でございますけれども、静岡県藤枝市で2013年から簡単な血液検査によるピロリ菌胃がんリスク判定を導入して従来の胃がん検診、エックス線＝バリウム検査を段階的に廃止していくことを決めました。そしてピロリ菌の有無と胃

の粘膜の萎縮度を調べることで胃がんになり易いかをチェックするもので、従来のエックス線検査よりも身体的、経済的負担が少なく、受診率の大幅な向上に期待されるし、がんの予防や早期発見につながりますという例があります。各市町村においても、今回の2月21日以降の検診をピロリ菌除菌という、この予防対策に力を入れて進んでいるところが、今見受けられます。今後、この委託医療機関医師会と協議して導入に向けて検討すべきと考えますが、その辺今の段階でどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） ピロリ菌の除菌によって胃がんが全く無くなるわけではありません。ですので、胃がんの早期発見の為のエックス線検査というのは、毎年全ての方がする必要があります。ピロリ菌の除菌によって、胃がんが予防されるということですがけれども、胃の検診を受けて、精密検査になった方の胃炎だとか胃潰瘍の疑いがある方は胃カメラをしますので、病院で胃カメラをする時に、ピロリ菌の検査をしていただいで、それで除菌をして胃がんの発生を防止するというのが一番効果的かなと思いますけれども、今、検診機関でピロリ菌の検査を、一次検診として行っている検診機関が、今のところありませんので、これからピロリ菌の情報収集に努めるとともに、検診機関とも色々協議をしていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） これも新しい取組みでございますので、極端にやりますとはいえないと思います。すばらしい結果が出ると思います。一応、50歳以上の対象除菌での効果は、胃の萎縮が進んでいない若いうち程大きく、統計では男女とも30代までに除菌をすると、ほぼ100%胃がんにならないと。また40代で除菌すると男性は93%、女性は98%、50代で男性76%、女性92%、60代では男性が50%、女性が84%予防できると僕の資料ではこのようになります。

ですから、これを併用してバリウム検査と除菌ですから、ピロリ菌除菌は予防の方ですから、これを予防することによってバリウム検査も必要なくなる。どうか最後になりますけれども、浜中、茶内診療所等と連携して町民の胃がん防止のために大いに、胃がん防止キャンペーン等を行い、町民の方や、事業所、各種団体等に広く周知してピロリ菌の検診、除菌により胃がん防止を図っていくべきではないかと思うわけでございますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（伊藤敦子君） ピロリ菌は胃がん発生の大きな要因とはなっており、ますけれども、ピロリ菌は50歳以上の方であれば70%の方が除菌していらっしゃるということになっています。70%の方全てが除菌をするということではなく、ピロリ菌を持ちながら他の要因、たばこだとか食生活等そういうことも含めながら、胃がんの予防をしていくということで、これからは進めて参りたいと思います。それに加えてピロリ菌の情報収集に、これから努めまして検診のあり方なども検診機関と協議をして参りたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 今主幹がいわれましたとおり、一つだけ宣伝するのではなく、やはり胃がんの原因は多々あります。しかし効率的に、ピロリ菌による原因で胃ガンになるのが多いということですので、結果の出るその方法をどうか強く推進して行ってほしいと。藤枝市の様に、今後、国としてもどのように政策をしていくか分かりませんが、やはり予防に力を入れて行くということが一番大事ですから、なってから治療するのではなく、なる前に予防をして行くと。これは町民の命を守ることもできるし、また医療費の抑制にもなるし、町の財政負担もやはり削減できると思います。どうか力強く今後検討して実施に向けて、ですから簡単にいいますと、胃もたれがあるのでピロリ菌の検査をしてくださいと。茶内の事務長に聞いたならそれで普通5,000円くらいかかるけれども、胃のもたれで検査してくださいといえば、保険対象になるといわれておりましたので、町民にまず感染かどうかを調べていただいて、それから状況によって診療するように今後、胃がん予防の推進を図って行ってほしいということですので、よろしく願い申し上げまして、次の3件目の質問といたします。

コンビニにおける行政サービスについてでございます。平成15年の地方税制改正の一環として、これまで認められていなかった地方税の収納事務の民間委託が認められ、固定資産税などの地方税は、役場の納税窓口や金融機関の窓口でしか納められなかったのが収納委託の契約を結べば、コンビニエンスストアでも納税が出来るようになりました。このことを受けコンビニ収納を実施している自治体も増えてきております。今は電気料金、電話料金のほかに通販の料金等々、多くの料金がコンビニで納められるようになっております。町民サービスアップだけでなく、収納率アップに繋がるわけですから、我が町も早急に実施すべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 地方税のコンビニ収納の委託の件でございますけれども、平成23年度末現在の数値をまずお知らせいたします。平成23年度末では47道府県736市町村、実に63%もの地方公共団体が、実施している状況であると理解しております。北海道では30市町で17%と全国に比較しますと、かなり低いようでありませんが、釧路、根室管内では2町が今実施している状況でございます。

町税の収納事務におきまして留意すべき点でございますけれども、最小の経費で最大の効果を上げるということと、やはり納めやすい環境づくり、この2点が特に重要であると認識しております。ご質問のコンビニ収納であります。参考といたしまして、近年サービスを初めました根室管内中標津町の状況を確認しましたところ、コンビニ収納を始めたことによりまして訪問徴収、特に夜間の収納の件数が大幅に減りまして担当者としては、コンビニ収納導入して非常に良かったというようなコメントがありました。ただし、初期導入費用が中標津町の例でいいますと、750万円かかったそうであります。また納付書1枚を印刷するのに60円の費用がかかるということでございます。これは、コンビニ収納の納付書がバーコードで表示するものですから、一般的な印刷機では対応出来なく、非常に高価な印刷機を導入しなければならないということで、外注しているそうでございます。この例を我が町に当てはめて考えてみますと、浜中町の一般税の収納率は98.5%、これは平成23年度末の現年度分でございますけれども、国民健康保険税では97%ということで、釧路・根室管内においても非常に高い収納率でございます。

現年度分の未収金、単年度でございますけれども約2,100万円、浜中町内のコンビニの件数は3件で、厚床にも3件ございます。コンビニでの納税が可能になれば勿論、町外での納税も考えられますし、納税者にとっては非常に利便性は向上すると認識いたしますけれども、このことが収納率に直結するという結論には、十分な検証が必要ではないかと考えてございます。

本町では納税は役場と各支所、それから町内金融機関あるいは北洋銀行で納税が可能です。町外の納税者に対しましては、通常の納付書と合わせまして、郵便振替用紙を同封してサービスに努めておりますし、この郵便振替で納入される件数は、年間およそ1,200件、勿論町内の納税者についても、この郵便振替は有効な手段でありますし、積極的な利用に努めているところであります。

また、外出弱者に対しましては積極的な訪問徴収も随時行っております。また収納強調月間では、休日納税窓口や夜間納税窓口も開設しております、サービスの向上に努めているのが現状でございます。また費用面でお話ししますと、中標津町の例を参考に本町に置き換えて考えてみますと、まず初期導入費用は750万円、それで浜中町の納税者からすると、およそ納付書を印刷するのに100万円くらいかかるということでありまして、当初は850万円、それから翌年度以降は100万円の費用がかかります。これが全て最終的には納税者の負担になるというふうに思います。

以上のことから、現段階でのコンビニ収納は浜中町におきましては、時期尚早と考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 今説明ありました導入しているところは、大きな銀行の多い所が主かと思っております。導入に向けての経費は750万円かかるそうです。そして維持費として100万円程かかるわけでございますけれども、一番大事なのは町民の利便性を図るということですから、納付書で納入されるあれは1,200件と約50%だと思いますけれども、やはり第一次産業で朝早くから遅くまで働いております。銀行においては窓口の現金取扱が3時と役場庁舎は5時15分まで。そういう意味でコンビニは、例えば厚床のセブンイレブンでは24時間、茶内と霧多布では3件ありますけれども、朝早くは5時、夜は11時だと思いますけれども、この期間に納税出来るという利便性があると思っております。費用対効果といいますか、それは考えれば中々時期尚早かも知れませんが、やはり行政として町民の利便性をまず図る為に、研究また検討すると思っておりますけれども、今後、その導入に向けて、また導入するにはどのようなことが課題なのか、検討していただきたいと思っておりますけれども、その点答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋勇君） 税金の収納でございますけれども、まず浜中町において口座振替を推進してございます。この口座振替にしますと、本人が納付機関に行って納めるということは全くなくなります。現実に浜中町では酪農家を中心に農協の組勘あるいは農協の普通預金、更には大地みらい信金、ゆうちょ銀行、あるいは浜中、散布両漁協の納税準備預金からの引落とし等々、全体の納税者の約40%が利用しているのが実態でございます。

これを更に進めますと、コンビニに行く必要も無くなるわけでございますけれども、

中々口座振替とといいますと、ある程度口座に資金の余裕が必要であるかとも思います。ただ、先程一部申しましたが、郵便振替への納税も積極的に推進しているところがございますし、こちらの郵便振替の納付の手数料これは実は1件30円なんです。コンビニ収納でありますと、納付書を作ってから普通であれば納期限を経過してから一定の期間以後は、その納付書は使えないそういう仕組みでございます。

ところが、郵便振替であればいつでもといいますか、勿論決算の関係もございまして、早目の納税が望ましいわけでありましてけれども、一定の時期を越えても、郵便振替を使えるというような利便性から申しますと、今後更にコンビニ収納の是非については研究、検討が必要かと考えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） やはり第一には町民の利便性、そして窓口業務の簡素化といいますか、そう繋がりますので、今後、検討・研究をしてもらいたいと思います。

以上、3件質問いたしましたけれども、最後に町長に、この3件についてのご見解及び今後の取組みについて述べていただいて質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 総括的な答弁が求められたんだと思っています。

最初に電力の関係でありますけれども、やはりこれから省エネ、節電含めてこのことは当然求められております。少々お金がかかっても、そういう方向に行かなければならない時代だろうと。ただ、今、背後には原発の問題も含めてあるわけですから、北電更には国も含めて積極的に動いて行くのではないかと考えております。

今、総務課長もお答えしましたけれども、喫緊な課題が先だろうと思っています。多くのお金を確かに将来は安くなるかも分からないけれども、今、喫緊の課題をやる為のお金が必要だと思っています。それを含めて活かしていきたいと思っておりますし、今後やるとしても、大変大量にある電気の数でありますから、それこそ検討するといいますか、何処をやっていったら良いのか、多分街灯なんかは、電気や時間も使っていますから、逆にあまり時間の使わない部分はやらなくても、多くの時間を使っている施設等も含めて今後、計画的に長期計画も含めて整理して行かなければならないと思っています。

ピロリ菌につきましては、是非、そのことを含めて勉強させてもらいたいと思っておりますし、その関係する要因も含めて今後の課題だと思っています。今、全てピロリ菌が悪いと胃がんになるといういい方をされていましたがけれども、それだけじゃなく、まだまだ

健康管理する為には必要なこともある。それから検診も含めてですけれども、先ずしっかりとした健康管理と検診を続けるということが大切かと思っていますので、そういう形では努めさせてもらいたいと思います。

最後にコンビニの対策でありますけれども、今、現状では収納率は大変高いのです。そんな意味からすると、収納率がすごく下がったとか、それから担当している町職員の数をこれから減らさなければならなくなったとか、コンビニの収納を強く求める町民が多くなってきたとか、そういう変化があった時に、しっかりと検討させていただきたいと思っています。

今の段階では、まだ検討の余地に入っていないと、それはまだ収納率が高いということと、口座それから郵便含めて町民が多く利用しているということもあって、ちょっと他の都会的な住民と差があるのではないかと思いますけれども、そういうことで、今考えているところですのでご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 3件とも住民の行政サービス及び利便性を図った質問で、新たな取り組みでございますので、直ぐにやりなさいとは決していいません。どうか研究・検討して出来るだけ住民の為になる行政施策を推進して行ってもらいたいことを、お願い申し上げまして質問を終わります。有難うございました。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 発言通告に基づいて質問致します。

安倍内閣は食費や光熱費等、日常の暮らしに欠かせない生活保護受給者の生活扶助費の基準を、今年8月から3年をかけて670億円6.5%の引き下げと、年末に支給される期末一時扶助を13年度一気に70億円削減、合わせて740億円7.4%の引き下げの計画を今国会に提出をして審議が行われているところであります。この引き下げ幅は、過去2003年の0.9%、2004年の0.2%を大幅に上回る生活保護制度創設以来の例を見ないものになっております。

生活保護基準は、収入の少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体の様々な制度の物差しとして連動しているためであります。そのために、生活保護受給者だけに止まらず広範な住民に影響が及ぶ、基準引き下げによって負担増になったり、今まで利用できた制度から締め出され、利用できなくなったりする人が続発することは明らかであります。全国的に大きな波紋が広がっております。今後の対処策も含

めて以下質問いたします。1から5まであるのですが前後するかも知れませんが、ご了承願いたいと思います。答弁はなるべく短く大きな声でお願いしたいと思います。私、耳の調子が良くないものですから、言語をはっきりとした答弁を、お願いをいたしたいと思います。

それでは1番目に質問したいのは、釧路管内町村の生活保護受給者の人口1,000人当たりの生活保護受給者者数を示すパーミル値というのがあるそうですが、これはどのように推移しているのか。それから浜中町はどのぐらいの位置にあるのか。お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 釧路管内の生活保護の受給率ですが、平成23年度の釧路総合振興局が公表している数値パーミル値でお答えをさせていただきます。

釧路町が31.1パーミル、厚岸町が29パーミル、標茶町が23パーミル、弟子屈町が29.2パーミル、鶴居村が18.3パーミル、白糠町が45.2パーミルとなっております。浜中町は15パーミルで釧路管内では一番低い保護率となっております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） いただいた資料を見ますと、殆どの町村が23年度過去最高のパーミル値になっているということであります。浜中町は若干違いまして、過去昭和56年度ですか、これが19.8パーミルになるということ、他のところは23年度殆ど最高値に達していると、これをよく見てみますと全体的な動きとして、社会的な経済情勢を反映しているのではないかと、私は見るのですけれども、この数値をどう捉えられておりますか。お伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） ただいまお話しありましたとおり、浜中町の一番保護率が高かったという時期というのは、昭和56年で19.8パーミルです。その後、徐々に保護率を下げてきておりますが、一番低かった時期が平成5年の5.8パーミルというのが、浜中町の保護率では一番低かったということになります。その後、徐々に保護率を上げてきまして、平成18年、19年当たりから保護率が若干上昇して、平成23年で15、平成24年の2月末現在でも12.4%と、平成に入ってから徐々に上がり始めて来て、現在も浜中町は管内的には低いですが、町内としては保護世帯が増えてきているという状況にあります。実際には、生活に困っていらっしゃる方が徐々に

増えてきていると理解をしております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 私もそう見るのですが、全国と比べたら平成21年、全国では13.8パーミル、24年度は17.1パーミル、浜中の場合、今いわれましたけれども21年でいえば13.4パーミル、23年度ですけれども、24年度の数字がまだ出ておりませんが15パーミルと、大体みんな上がっていると。他の町村の状況を見ても、そういう状況であります。白糠と比べますと、白糠は浜中の3倍になっていると。地域的な特徴を表していると思うのですけれども、その背景というのは、浜中の場合、第一次産業を抱えているという点で、かなり可処分所得当たりも高いのかなと思うのですけれども、その点についてお伺いしたいのですが、浜中町の標準可処分所得額はいくらになっているか。

それから、貧困線というのがあるそうですけれども、これは標準可処分所得額の約50%、日本の場合、OECDの標準といますか、計算でも大体50%くらいが貧困線だといわれています。ドイツだけが60%にしているということですが、この標準可処分所得、浜中の額と貧困線額これはどのくらいになっておりますか。解りますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 標準可処分所得ですね。賃金の総額から税金や社会保険料を控除した後のいわゆる手取り額、消費可能な金額ということになります。この標準可処分所得につきましては、国の段階では平成22年の国民生活基礎調査というアンケート調査みたいなものを行って、その上で国のいわゆる国民の標準可処分所得というのを出して公表している。本町において基礎調査などについては、町としてやっておりません。ただいまお話がありました、標準可処分所得については持っておりませんので、貧困ラインにつきましても同じような形で調査しておりませんので、町として数字は持っておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 日本全体でいえば、標準可処分所得というのは224万円。それで貧困線は、その2分の1ですから、112万円ということで、月に直せば9万3,000円で暮らしているということになるのですね。それではやっていないということですから、出してくださいというのは無理な話だと思うのですが、この生活保護率パー

ミル値の他に、これよりレベルが低い低所得者の層というのは、浜中の場合どのくらい予想されているのですか。分かれば教えていただきたいです。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 生活保護より低い所得といいますか、保護基準より低いという町民の人がどのくらい居るかということです。所得上の計算から生活保護の適用該当者を抜き出すと数字を掴むということは、生活保護の基準から年齢別、世帯構成別だとか色々な用件があるようで、相当かなりの時間を要することで調査することは、まず困難だというふうに考えております。それで標準的に報道機関等で報道されている、いわゆる補足率、生活保護ができる人のうち実際に利用できるだろうといわれている率が、平均で2割から3割とされています。これらの率を勘案して計算すると、本町の2月末の生活保護受給者が80人となっているので、それが2割として逆算すると8割の人については、320人の生活保護受給可能世帯になるという推測をさせていただいております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 現在、生活保護の適用以外に、生活保護には該当しないけれども、生活保護レベル以下の人たちが320人くらい居るだろうという推定はされているということですね。

これは実際に、今答弁にあったように大体20ないし30%が生活保護の受給者だろうといわれて、全国的な傾向としてあるわけですが、浜中町では大体320人、これは世帯数にしたらどのくらいになりますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 現在の受給世帯数が58世帯になりますので、8割を計算すると232世帯というふうになります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 北海道全体では、17万7,000人が生活保護を受給していると。12万世帯に相当するといわれているのですね。生活保護率というのは、年々増加傾向にあるということが、今の数字を見ても解ってきていますし、生活受給者以外にもそれに該当するレベルの生活をしている人が、これだけの人数が居ることがはっきりしてきていると思うのです。この背景は、やはりしっかり見ていく必要があると思うのです。

1つは、今、完全失業率これは4.3%になります。全国で271万人、これは2012年の10月の厚労省の調べになっています。ワーキングプアといわれている200万円以下の人数は、1,000万人を超えるというふうにいわれている。

失業手当の需給率、これは完全失業者の20%しか失業手当をもらっていない、支給していない状況になります。54.2%の人にしかあたっていないということがデータとして出ています。これは厚労省調べですから、嘘ではないのじゃないかと思うのですが、要するに雇用保険の手続に行っても、中々職が見つからないというのが今の現実であります。それはどうしてかという問題があるのですが、これは現役世代の雇用の減少ということでは出ています。それから正職でなくて非正規職員、これが3分の1以上という状況でありますから、極めて雇用不安定な状況に置かれている。雇用保険もどんどん削られています。

そうすると、雇用保険がセーフティーネットとして機能しない状況が起きている現象が今あるわけです。それから高齢者の増加。これは低年金問題がネックになっているわけでありまして。基礎年金のみの年金の受給率が、平均1カ月4万9,000円だといわれているんですね。それから基準年金受給者、これは40年かけ金を月1万5,000円かけて貰える年金は月6万6,000円。こういう低年金の状態、これではとても生活が出来ない状況にあるということでありまして。

それで、ちょっとお聞きしたいのですが、この生活保護受給者の中で世帯割合ですね。

例えば、独特の分け方があるそうです。区分の仕方が、高齢者世帯何%なのか。母子世帯何%か。それから病気、障がい者で働けない部分がどのくらいあるのか。これに含まれない、その他の世帯というのはどのくらいあるのか。分かれば教えていただきたいと思えます。因みに全国の数値をいいます。高齢者世帯は42.9%、母子世帯は7.7%、病気や障がい働けない世帯は33.1%、その他の3つに含まれない世帯は16.2%に達しているという数字があるのですが、浜中ではこの数字分かりませんか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 平成23年度の数値の世帯数でお話をさせていただきますが、高齢者世帯27世帯、母子世帯9世帯、傷病世帯21世帯、障がい者世帯4世帯、以上の61世帯となります。

近年の傾向ですけれども、しばらくは高齢者世帯の方が保護率といいますか、受給者

は高かったのですが、23年は高齢者の世帯を傷病の世帯が一時期高くなった時期がありまして、傷病者の生活保護率が、最近浜中町は多くなって来ている状況にあると思います。その他の世帯については、現在有りませんのでトータルで61世帯となります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） その他の世帯というのはどういうふうに理解されたのですか。この生活保護受給者の区分の仕方で、その他の部分というのはどういう世帯が含まれるかというのは理解されていますか。それで浜中にはそれはないと、ゼロだということですか。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 現在、高齢者、母子、傷病、障がい、それから施設入所の5世帯累計で数字を押さえておりまして、これからはみ出しているといえますか、そういう世帯についてはありませんので、その他の世帯については、現在ないと理解しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 全国的な傾向としては、その他の世帯というのは働けるけれども高齢者だとか母子だとか病気、障がい者で働けない人、これ以外の人を、その他に全部入れているということです。この数字が全国的には増えてきているということです。浜中町はそのことは全然無いと、大丈夫だという解釈で良いんですか。解りました。

3番目の問題に入りたいと思うのですが、生活保護受給者へのバッシングが盛んにやられたということは皆さんもご存じだと思うのです。有名人のお母さんの保護をめぐって連日ワイドショーで不正受給というキャンペーンがはられて、そしてあたかも不正受給が横行しているかのようなバッシングが行われて、生活保護者は肩身の狭い思いをされてきたというのはご存じのとおりだと思うのです。これは何故、そういうことになるかということだと思うのです。これは、私は大変な問題だと思うのですが、このバッシングの問題について生活保護を履行している立場にある首長として、どのようにこの問題を受けとめ感じられましたか。お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。人気芸能人の母の生活保護受給については、色々と話題となったところでありますけれども、道義的には見てもらいたいというのは、私も個人的にはありました。これは何てことは無い気持ちはどうだということであります

から、そういう回答をさせてもらいます。

また、それぞれの事情も多くのご事情はあるかも知れませんが、一概にそうだとはいえませんが、基本的には見てもらいたいなと思っています。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 年金じゃなくて、この生活保護法が出来た時の第1条というのは、どういうふうになっているのですか。お答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 生活保護法の第1条、総則になりますが、この法律の目的として、この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的とするとされております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 要するに生活保護というのは、国の施策として健康で文化的な生活を保障する、そういう保護してもらえ権利が国民にあるんだということでしょうね。それで、これが創設された1950年といいますと、戦後何年か経っていますけれども、そういう時代に創設されたということですね。これは色々な問題があると思うのですが、今回の生活保護の受給に関するバッシング、これはお母さんに対して息子さんが有名人で、息子さんがお母さんの生活を見るのは当たり前じゃないかということが始まりになったわけですね。それでワイドショーで、本人も息子さんも出て間違いでしたみたいな釈明をさせられるという状況であります。

そして今回の、生活保護基準引き下げの導火線になったということは、どの新聞や雑誌を見ても明らかではないかというように思うのです。最近の北海道新聞でもバッシングだけではなくて、生活保護基準の引き下げに関する記事が連載されました。そしてこの問題が大きく、やっぱり日本全体の大変な問題だということになってきているわけがあります。このいわゆる親権者といいますか、親族や家族が自分の身内の生活を見なければならぬという義務があるんですか。それとも生活保護法で、そういう点はどう捉えられていますか。お答え願います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 芸能人の扶養の関係については、テレビ、新聞報告等で大きく取り上げられました。実際、そのことが引き金となっているのか、それ以外に

も色んな要素・要件があるとは思っておりますけれども、この扶養義務の判定、それから生活保護の実施に関しては、後の方でお話をしようと思っておりますけれども、実際、町村に実施の権限は、ご承知だと思いますけれどもありません。生活保護の実施機関が福祉事務所となっております、釧路総合振興局が浜中町の福祉事務所となりますので、実際の扶養の判定、それから法律的な理解、詳細通知等というのが一切、浜中町に通知だとかそういうものは来ませんし、そのことについての扶養の判定だとか、そういうものについての判断は当町では出来ませんので、その点についてのご回答は難しいかと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今のお話だと自治体、市町村にある生活保護相談窓口、これは生活保護を受給するかどうかという、そこでの権限はないということですね。その権限は何処が持っているのですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 釧路管内町村においては、釧路総合振興局の福祉課になります。釧路市は、市独自で福祉事務所を持っておりますので、釧路市の方では、市の生活保護課の方で保護の判定をすることになっております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 各自治体の市と町村とは違うみたいですが、それから負担の割合も多分、違うんじゃないかと思うのですが、基本的には国が審査を振興局に任せていると。市町村の場合は振興局がケースワーカーを派遣して調査すると。そして判断をするということになるわけですね。

そうすると、国はお金をそのための補助を出すということでしょう。財政的な責任は国が持つということですね。それはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 当然といえば当然ですが、浜中町は実施機関ではないので町としての負担は当然ありません。

それと国と実際の福祉事務所ですね。北海道と釧路管内でいえば、釧路市になるのですが、その負担の割合があるかどうかについては、私のところではちょっと理解しておりません。浜中町は無いということです。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 市の場合は25%が市の負担で、75%は国が面倒を見るということになっているようでありましてけれども、私はつい最近まで、それが解りませんでした。不覚にもそのことを知らされて、そうかということになったのですが、そうしますと町村の生活相談窓口、ここではどういう仕事業務をしてるわけですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 浜中町では、釧路総合振興局北海道の方から生活保護の支給委任の事務、保護費の支払いですね。それと保護費の申請や、それに関連する書類の申達、それと生活保護を受けている方が病院を受診する際に、医療機関に持っていく医療券の交付の事務ということになっておりますので、書類の申達と医療券の交付、生活保護費の支給のみとなっております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 生活保護を受給したいと相談に見えた町民に対して、どういう形でやるかといったら、今申請の受け付けをすると、この申請の受け付けですが、浜中の場合、申請を受けてそして申請が上がって許可するか許可しないかという振興局からの通達が、通知がくるということになっているのだろうと思うのですが、その数値はどうなっていますか。不受理といいますか、却下された例が今までありますか。

それから、申請は来た人の意思を確認して、申請をしたいということであれば100%申請書に記載されて上がっているのですか。どうですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） お話のとおり浜中町福祉保健課の方で、生活保護の申請を23年度で受理された方が、相談件数16件で保護の申請はその16件そのままになっております。23年度の却下数についてはありません。

それと平成24年度における、現在2月までの数字ですが、相談件数は10件、申請件数が同じ10件で、振興局の方で保護を不適合とされた方が4件ということで、10件のうち4件が取り下げ却下ということになっております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今までの経過の中で申請数がいくらあって、不受理がいくらあるかという記録はされていますか。記録をされているとしたら、いつからこういう記録がされていますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 現在のところ、平成18年からの相談件数、申請件数については把握しております。

その中で18年から相談を受けて、釧路総合振興局に申請しなかった件数というのは、当然、浜中町は実施権を持っておりませんので、全ての方を総合振興局の方に書類申達しております。全部の方に申請いただいております。浜中町において保護を受けることが、繰り返しになりますけれども出来ないといういい方は出来ませんので、全部申請しております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、4件の不受理があったのは24年度だけですね。18年からずっと受付をして申請を上げて、不受理になったのが24年に4件ありましたということの理解でよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 却下取り下げになっている数字を、きちんと申し上げれば良かったのですが申し訳ありません。平成18年に20件申請のうち6件が却下取り下げ、それと19年が10件申請して4件、それと20年が11件申請で2件、それと21年が12件申請して1件、22年が9件申請で却下取り下げが2件、それと23年度16件で0件、24年が先ほど申しました10件で4件の却下取り下げというふうになっており、18年からは、却下なり取り下げになった例が19件あったということです。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 18年度以前は記録されていないのですか。記録をとっていないのか。それはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 平成18年からの数字しか持ってっておりません。18年以前については、ちょっと古くなりますので、書庫の方に行ってみなければならなかったのですが、その前の分については、現在の段階で押さえておりません。調べればあります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） これらの町村での、生活相談窓口での業務と権限ということで、行政手続法第7条に基づく面接事業手引書これはありますか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） あったかどうかについては、承知しておりません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それでは申請の意思を確認する場合は、口頭でも可能ですか。それとも申請書を出さないと受理しないことになっているのですか。それは手引書にどう書かれているのですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 手引書が多分何処かにあると思うのですが、申し訳ありません。申請書を出さなければならないということではなくて、申請書の字を書けない方、それと理解できない方がおります。意思を確認した上で、福祉保健課の担当が代筆することも可能ですし、本人と色々とお話をしながら申請することも当然可能ですので、そういうことは出来ますし、やっで行かなければならないと思っています。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 多分その点でご苦労されていると思うのです。というのは申請に来る方というのは、今さっきいったように非常に肩身の狭い思いをして相談に来るわけです。その人に寄り添って、しっかりと支援をしていくという態度でないと、いけないんじゃないかと思うのです。私は福祉課に行って凄くそのことを感じたのです。よくやっておられると感じたのです。

ところが、実際に振興局から来るケースワーカーはどうかというと、非常に横柄な態度をとっています。これは許せないような態度です。身体が悪い人だそうですから、車は自分で運転できないから運転手が付いてくると、それで調査する中で態度が悪かったら、運転手の方が調査をすると立場が逆転しているというか、そういうことをいっていると。これは私、今回不受理になった人からか2ヵ月ちょっと経って、やっと会えて直接話を聞いたんですね。そういう話をしていました。車を持っているなら売ちなさいと、持ってはならんと。こういうことでこういう病気を持っているんだと。それで釧路に通院しなければいけないし、職も探さなければいけないということをいったら、JRで行けと、そして釧路のホテルに泊まって対応しなさいと。それもあつたけれども、親の通院にも使っているんだといたつたけれども、全然認めて貰えなかつた。こういう態度だつたというのですね。それもケースワーカーがいうんじゃないで、運転手がそういうことをいう、そしてケースワーカーがその運転手をたしなめたというんです。こういうことが起きたとしたら、これ私は問題があると思うんです。非常に真面目な子ですから、一生懸命自分で働こうと思うのですけれども、何せ特殊な病気ですから、治療を受けたら半

月ぐらいは嘔吐したり下痢をしたりという、そういう状況が続いて仕事にはならないと。

したがって職があったけれども全部駄目になったと。最近では相手にされなくなったと、それで閉じこもってしまうということで、私が行っても居るはずなのに、ドアを開けてくれない鍵がかかったままで、ある時に私が仕事から帰る途中にそこを通ったら、ちょうど雪掻きをしているから、どうことになったんだと聞いたら、今いったような話が出てきたんです。私はそういう点では、ケースワーカーの人の仕事というのは大変だと思うのですけれども、道内の振興局のケースワーカーは785人居るんですよ。

それでも足りないっていうんですね。不足数が89人だという、これは道議会の一般質問の中で出ている数字ですが、1人当たりケースワーカーこれは市部では80世帯、町村では65世帯1人が担当しているんですね。担当者も大変だと思うのです。そういう引きこもりがちな人が行っても、あるいは電話をかけても出ないというのです。そういうものを抱えながらやっているケースワーカー、このケースワーカーの資格というのも社会福祉主事資格者、これはどのくらい居るかといったら71.8%だと。

これはケースワーカーというのは、そういう病気がちな人だとか、精神的に大変な人だとか、そういう人たちを対象にしたいわば経験者でないと中々持たないというようなことですね。それが丁寧な審査が出来ないということなので、道でも色々問題になっているこれは充足しなければいけないと。資格者も増やさなきゃいけないというふうになっているそうです。今生活保護者のバッシングの問題と絡んでも、不正受給者を出さないために、人数を増やせというのが、国の方針として出て来ているようですけれども、不正受給者の数がどんどん増えているのか、どうですか。浜中ではそういう不正受給者というのはあるのですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 振興局のケースワーカーの保護に対する判定についてお話がありましたけれども、実際、直面しておりませんので理解はしておりませんが、それなりの保護を受けられなかった理由があるのかなと思います。却下になってから町として、そのまま放置するというのではなくて、相談を受けている中で、生活保護を受けた方が良いですよというお話しをすることもあります。そういう時に生活保護だけは受けたくないという方もいらっしゃるって、そういう方が申請に至らないという場合もあります。

それと今、却下になった件数についても、お話のあった閉じこもって家から出てこな

いとか、そういう心配があつて札幌や色々な所で孤立死だとか、そういう問題があります。そういうことについての配慮も、定期的に訪問や電話などで確認をしながら、なるべく生活保護の申請をしていただくような努力をしたり、どうしても本人がしないというのは、どうしようもないのですけれども、そういった色々な相談業務、それから対応をさせていただいております。実際、浜中町において生活保護を不正受給された方の例というのは、今までありませんので、今後も無いであろうと願っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 時間もあまり無くなって来たのですが、いずれにしましても、そういう生活保護の世帯というのは、特に肩身の狭い思いをせざるを得ないような世相です。本当に何処に行っても床屋さんに行っても、生活保護の不正受給というのは話題になるのです。私はそうではないんじゃないかと思ひながら、ずっと歯ぎしりしてきたのですが、日本だけの現象と云つたら語弊がありますけれども、隣の韓国では、これはやはり国民がそれだけの、権利を持たなければ駄目だというふうにいわれているんですね。世界から見たら日本の受給者というのは非常に低率だといわれています。スウェーデンだとかドイツだとか色々な国が挙げられておりますけれども、日本の場合は1.何%と云いますか、そういう状況があります。ドイツ当たりでは9%とかとなっておりますが、いずれにしましても、世界から見たら権利としての意識がない、権利権利という嫌がる人が居るんです。だけど、生活保護の保護法から見ても、国がそういう最低の生活をしている人に対して、しっかりとした支援をするというのは、ごく当たり前の近代国家としては当たり前の政策だと、制度ということです。それが日本の場合は、中々そうはいかない。

これはある兵庫県の小野市という所では、このバッシングに沿って市の条例でこういう条例が出されたのです。生活保護に対する生活保護や、児童扶養手当を受けている家庭を周囲の市民に監視、通報させる条例が提出されていると。根底には生活者への差別、偏見があるのではないかと報道されているのですが、生活保護の根本理念を間違つて捉えているのではないかと。私も早く父親を亡くしましたから、母子家庭の中で育ちました。世間の目というのは、それは冷たいですね。だけど、たまたま兄弟がおりましたから、そういう援助を受けながら、何とか生活をしてこれたという経緯はありますけれども、そういう目で見られるというのは、本当に私は、この日本の中であつてはならないことだと思いますし、そういうことにならないためにも、やはり自治体は国がそういう

施策を取るんなら、それをガードするそういう役割を私は持って欲しいなと思うのです。

最後になりましたけれども、今行われている生活基準引き下げの影響、この点について質問に入りたいと思います。物価が下落したこういう口実で基準が下げられる、これは物価が引き下げられているのは、どの部分の物価かといったらパソコンだとかテレビだとか電気製品、こういうあまり生活保護世帯にはかかわりの薄い部分が値下げされる。それから、むしろ食品だとか燃料だとかトイレットペーパー等の生活必需品の値上がり、これは最近になって大きくなっております。更に最近ではアベノミクスによる円高、株高で庶民は苦しい日々を続けているという状況であると、働こうにも仕事が無いという状況が続いています。大きい企業は260兆円の内部留保をしていると、これを吐き出さないで、たった1%で労働者の賃金があがりますよということをいっているのですが、この間の国会で安倍首相は、やっと重い腰を上げて経団連の会長に、そのことをいいました。経団連の会長はベースアップはしないよと一時金なら良いよというようなニュアンスの発言をしました。それで最近ではローソンですか、これが手当を上げると、なかなか賃金を上げるというふうにはならなかったのですが、最近やっと何企業かが賃金を上げるという方向になって来つつあるわけですが、しかしまだそれは、景気上向きには向いていないということであります。生鮮食料品であれば15.8%の値上げになっているのです。食料品も1.8%です。こう見ると貧困が増大して行く、そういう兆しがどんどん見えてきている。更に消費税をアップするわけですから、3年後には10%になる5%の跳ね上がりになるということは、生活保護者にとっては、生活は苦しくなる基準が下げられると同じ結果になるわけです。そういう点では、大きな問題が起きてくるわけであります。この値下げによって実際に浜中町で、どういう影響が出るかお聞きしたいと思います。この生活保護の基準の問題というのは、各自治体で取っている色んな制度の物差しになっていると、これが基準になって、例えば課税、非課税の基準が決まってくるというふうになったり、あるいは就学援助金の物差しになったり色々していると思うのですが、どういう影響がどういう部分に及ぶか。例えば、町独自でやっている制度のどの制度に影響が及ぶか、分かればお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 生活保護の保護基準、生活扶助費の基準の引き下げについては、国において38制度に影響があるといわれています。

一番大きいのは、やはり個人住民税の非課税限度額等に一番影響が大きいということ

で、国の方でも25年の2月19日に生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についての対応方針という方針を出しておりまして、このそれぞれの制度に影響の無い対応をしたいという対応方針を出しております。それと浜中町においてもインフルエンザ予防接種やら学校の関係、それから斎場の使用料だとか、色々な面で影響があると理解しておりますが、国においても地方単独事業について、国の取組みと同じ様な取組みをして欲しいということで、自治体に要請したいという意向があります。国の動向を見ながら、その影響についての対応を考えて参りたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） これは厚労省のホームページですが、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響について対応方針というのが出ているようであります。

私よく分からないのですけれども、個人住民税の非課税限度額これについては、25年度は影響ないと、26年度以降の税制改正において対応すると、非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応、まだその対策は取っていないということのようですけれども、この他に地方単独事業というのがあるのですが、これは就学援助なんかで要保護者と準要保護者とこの間、加藤議員が質問したのですけれども、この時出てきた言葉ですが、こういう準要保護者に対する就学援助、ここにも影響するということです。これを国の制度では、国の取組みを説明の上、その趣旨を理解した上で、各自治体において判断していただくよう依頼しているということですね。

これはどういう意味なのか教えて欲しいと思いますが、要するに今まで国の補助としてやっていたけれども、これを一般財源化するということで交付税で措置して、地方では一般財源化して、それを使いなさいということのようですが、この就学補助にどういふ影響が出てくるか。15年度についてはやらないといっていますから、それ以降に、この問題が起きてくる、その他にも課税・非課税の問題が出てくるだろうし、あるいは高額医療の限度額の問題も出てくるだろうし、そういう諸々の問題を取り上げた場合に、町としてどういふ影響が出るかというのは、大体予想されているのでしょうか。

それから、財源的な措置というのは国から来るものと、それは出来ませんよというものがあると思うのですが、特にそういう点では単独事業、単独制度としてやっている分については、一般財源を使いなさいといわれているんじゃないかと思うのですが、それはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 多分、同じ物を見ていると思います。

実際、先ほどもお話しましたがけれども、国から生活保護に関する通知、通達文書等はありませんので報道、それから今おっしゃられた厚生労働省のホームページ等、そういうものからしか今のところ情報を得ることは出来ません。それでお話がありました対応方針という形でしか、厚生労働省からホームページを通してですけども、公表されておられませんので、今後これらの対応について正式に通知があるかと思えます。補助事業についても、それぞれの対応、交付税なりそういった措置でどうするとか、こうするとかというお話になってくると思えます。現状では、これだけしか把握しておりませんので今後、補助の見込みそういったものの動向を見ながら、当然、福祉灯油ですとか斎場の使用料とか、町の単独で国の補助を受けないでやっている事業もありますので、それらを見ながら全体的な判断をしなければならぬと理解をしておりますので、今、こうするということは中々出来ない状況にあることを理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 対応する面で、やっぱり最低生活基準これが引き下げられるという具体的な道理があるかどうかという問題ですよ。そこはやっぱり国の制度の欠陥が地方に及んでくると、そうすると地方自治体としては、それを防がなきゃ行けないと私は思うのです。住民のそういう生活を守って行く、それは生活保護受給者だけではなくて、そこにまつわるそれに関連する制度にも影響してくる住民全体の問題として、捉える必要があると思うのですが、最後にそのことをお聞きして、町長としてのこれからの対策をどうお考えか聞きたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この生活保護制度の問題のご質問でありました。先程、議員から私に質問を受けましたけれども、道義的ということになってくると、単純にいうと私の親が生活保護になったらどうなのかということで置き変えてお答えしたつもりであります。

ですから道義的には、やはり当然、直系を含めて見られるものは見るべきだというふうに思っているところであります。そして、この制度自体、国の制度でありまして、市までは影響があるかもしれませんが、町村までは全て権限がない中で、この事務が進められて町村の担当者としては、必至になって生活保護になれるように手続き申請等もして、努力しているんだと思っております。

その中で今回、支給金が下げられるということでそのことを含めて当然、多くのことが影響を受けるんだろうとっております。浜中町にとってはどうなのかというと当然、福祉灯油を含めて小さなことかも知れませんが、やっている部分があります。そのことを含めて、今後しっかり情報をもらいながら守れるところはしっかり守って行きたいとっております。ただ、根幹の部分の生活保護法からすると、ちょっと意見が町村からいうのはいづら部分だと思っております。町民、個人の生活を守ることからすると、それはしっかりいうことはいわないといけないと思っております。

ただ、行政としての生活保護の制度の仕組みからすると、大変町村にとっては難しい課題だと思っている所です。答えになっているかどうか分かりませんが、そう思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 生活保護の問題というのは、個人の問題ではないわけでありまして。国の制度として最低基準の生活をしっかり支えていくということだと思っております。

これは釧路市の取組みですが、あるいは旭川、その他の何例かあるのですが、自立支援をして行くということですね。足りない分を支援するという形です。今までのやり方というのは、これだけの金額があれば生活出来るよといって、窓口でちゃんと申請を上げないというような方策を取るとか、色々あったのでしょうけれども、しかし今、釧路市でやっている生活保護の状況というのは、入りやすく出やすいというやり方をしていますね。大変な時に保護を貰って、そして身体を治して働けるようになって職務に付くと、そうすると生活のリズムが付くというんですね。生きる力が湧いてくると、そういう生活保護支援をやるということで行われて、今かなり評価されているんです。

シャットアウトするんじゃないということですね。生きる力を支えていくという保護の仕方というのは、あるんじゃないかということだと思っております。韓国でもそういう方向で取組んでいる、生活を支援していくんだと。健康になるように支援して行くということだと思っております。

是非、そういう点で町の第一線ですから、何も権限がないといいながら、やっぱり生活相談を受けるそういう立場にある町の仕事として窓口として、しっかり牛耳ってやってもらいたいと思います。ケースワーカーが来て、却下した問題については報告されているのかどうなのか。その辺りも非常に不明です。個人情報だからいえないなんていわれたら何も聞くことがないですね。そういう点で、是非、寄り添った相談あるいは支

援を自治体の力でもやれるんだということをお願いして質問を終わります。

○議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時19分）

（再開 午後 3時45分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第8号浜中町営住宅整備基準条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第8号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第8号浜中町営住宅整備基準条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。議案第8号の提案理由をご説明申し上げる前に、今、定例会に付議しております議案第8号から議案第14号までは、平成23年5月及び8月に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律地域主権改革一括法が公布されたことに伴い、地方自治体が多岐にわたる事務について自らの判断の下で各種基準の見直しを行うとともに、従来、政省令で定められていた基準等を条例により定めることが必要となったことから、関連条例の制定及び一部改正をするものでございます。従いまして、議案第9号から議案第14号まで提案理由が一部重複することから、関係部分のみの説明にご理解を賜りたくお願い申し上げます。

あらためて、議案第8号浜中町営住宅整備基準条例の制定についてご説明申し上げます。

従来、国の公営住宅整備基準により住宅に困窮する低所得者に対して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅とされ、一定水準以上の品質と性能を備えていなければならない、町営住宅を整備する際の指針となるものでございます。

本条例は第15条からなり、一戸当たりの面積、構造、設備等を安全性及び利便性から基準を定めているもので、この条例は国及び道の基準を参酌して制定するものでござ

います。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第9号浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第5 議案第10号浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第9号及び日程第5 議案第10号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第9号浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、並びに議案第10号浜中町指定地域

密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地域主権一括法の公布に伴い、介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令において定められている、指定地域密着型サービスの基準などが市町村条例へ移行されることから、本条例の制定が必要となったものであります。浜中町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の内容では、第1章総則において、条例制定の趣旨、用語の意義、指定地域密着型サービスの事業の一般原則、第2章以降第9章までは、8事業に係る指定地域密着型サービス各事業の基本方針、人員及び設備、運営に関する基準などを定めております。

また、附則では、平成18年厚生労働省令第34号通知以前に開始している指定認知症対応型共同生活介護事業による共同生活住居で、第113条第4項の居室床面積の除外規定、また、病院や診療所が一般病床、精神病床、療養病床を介護保険施設などに転換する際の面積の基準などを定めております。

また、浜中町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための、効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の内容であります。第1章総則において、条例制定の趣旨、用語の意義、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則、第2章以降第4章までの3事業に係る、各事業の基本方針、人員及び設備、運営に関する基準などを定めております。

また、附則では、介護保険法施行令の経過措置として、サービス事業の緩和規定を定めているものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては福祉保健課長から説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） （議案第9号及び議案第10号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第9号の質疑を行います。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 1点素朴な疑問であります。随時対応型訪問介護看護、それ

と夜間対応型訪問対応、ようするに24時間対応ということですよ。素晴らしいサービスではあるのですが、行政面積浜中の直線で50キロあるそこに点在しているわけですよ。しかも訪問する方が看護師、保健師、准看護師だと。ようするに有資格者のサービスとなっているようでありませけれども、これが現実的に可能なものでありましようか。その点確認させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 現在、浜中町における今行っているサービスの中で実際、特別養護老人ホームそれぞれの訪問介護事業所ヘルパーさん、特養では介護士さんや看護師さんが不足している状況、それと訪問介護においてもヘルパーさんが不足している状況、町でも補正予算で終わりましたけれども、ケアマネージャーを募集したけれども、結局取得できなかったという状況があります。

そういう中で夜間対応型のニーズは、今のところはありませんけれども、もしニーズが出て来たとしたら対応出来るかどうかについては、現在あるサービス機関の中で調整して対応可能かどうか、協議しながら進めなければならぬと思っていますので、この地域密着型における二事業の夜間対応サービスについては、実際には事業所を起こしてという形にはならないと理解しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） その事業所ということは、社会福祉法人、浜中福祉会、それと社協ですか。こういう所が対応することには要望があればなるのでしょうかということですが、実際に有資格者が居ない中で、24時間対応出来るのでしょうかという質問をさせていただきます。如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 完全に24時間対応というのは、今までも取ったことがありませんし、状況として今お話しましたとおり、有資格者というのは町内において非常に苦慮しておりますので、難しいと理解しております。出来ません。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） どう申し上げたらいいでしょう、出来ない条例を制定しようということに理解になるのですが、これは国から厚労省から来たものを参酌してということですよ。良いものは出来ますよと、悪いものは捨てますよと。こういうことだったと思うのですが、もう一度それを聞きますけれども、本当にサービス出来るのでしょうか

かと質問させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉澤正喜君） 今回の条例の制定に関しては、国の通知をそのまま市町村に移行するものであって、市町村がこれに基づいて法人なりが、必ず事業を起こさなければならないというものではありませんし、対応が可能であれば当然、この条例を利用してやるということになると思いますけれども、浜中町が今これからやろうとするサービスだけを、条例制定するというものではなくて、厚生労働省の通知そのものを、そのまま移行するということをご理解をいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 回答になっていますか、いいですか。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第9号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第11号浜中町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

◎日程第7 議案第12号浜中町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の推進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第6 議案第11号及び日程第7 議案第12号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第11号浜中町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について及び議案第12号浜中町高齢者、障がい者等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定については関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地域主権一括法の公布に伴い、道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称：バリアフリー法の一部が改正されたことから本条例の制定が必要となったものであります。

議案第11号では、この政令である道路構造令の基準を十分に参酌した上で、車道幅員、歩道幅員、設計速度、縦断勾配、道路標識など道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的基準が規定され、議案第12号では、この省令である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を十分参酌したうえで、歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場の規定、及び高齢者、障がい者等が移動円滑化のために必要な施設、具体的には、案内標識、視覚障がい者誘導用ブロック、休憩施設等が規定されております。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明いたしました但、詳細につきましては、建設水道課主幹より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君）

（議案第11号及び議案第12号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第11号の質疑を行います。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは全体的にですが、これは4月1日から施行されますけれども、各、条例毎に規制されておりますけれども、今現在、浜中町で条例に基準に定めるように当てはめた場合に、特にこういう所を改良しなければ行けないとか、100%この条例に指定された道路とか、そういうのがあるのか。その点各、何条の部分が一番配慮しなければ行けないということがあるのか。それと、それに対してどのような計画を持って改善していくのか、その点答弁お願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（中川亮君） 議案第11号町道の構造の技術的基準を定める条例これは技術的な基準で、あくまで一般的な基準を意味します。

浜中町内の道路の構造は、補助事業等ございまして、その設計にはこの条例、道路構造令ですけれども、これに則った形で作られております。今時点、何処を重視点とするかといいますと、第5条・第6条はそのまま、第7条の覆道は実際に浜中町ではございません。第8条は、そのままでありますけれども、1番道路を造る上で必要な歩道の問題であります。第12条の歩道でございます。道路構造令では2m以上という規定がなされております。それで今回、浜中町で制定する条例は、地形状況、その他、特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5mまで縮小することが出来ると。やはり町の道路ですので、中々用地的にも難しいところがあります。それで今までも1.5mの道路はございます。それを条例として条例化をしたというところでございます。ほとんど道路構造令に則った形で全て造られております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第12号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第13号浜中町環境衛生施設の設備及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第8 議案第13を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第13号浜中町環境衛生施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、浜中町じん芥焼却場の廃止及び地域主権改革一括法に伴い、この条例の根拠となる法令のひとつであります、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正にされたことによる改正であります。

まず、浜中町じん芥焼却場の廃止につきましては、平成15年の火災発生後、改修を施して稼動しておりましたが、施設完成直後に建設業者が倒産するという不測の事態が発生し、施設建設に係る設計思想が十分に把握できず、適期の部品交換や稼動状況に応じた施設管理が難しく、将来的な類似事故の発生の恐れを解消できないなど緊急時の対応に不安があることから、平成21年3月から臨時的に休止をし、再稼動の検討をしてみましたが、施設を休止してから4年を経過し、痛みも激しく改修するにしても完全な改修は、困難と判断し、再稼動を断念し平成25年3月31日をもって廃止することといたしました。そのことにより、条例第2条の表から浜中町じん芥焼却場の項を削るものです。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正につきましては、これまで環境省令で定められていた、市町村が管理する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定めることとなるため、当該資格基準を規定するもので、既存の条例第5条と第6条をそれぞれ1条ずつ繰り下げて、新たに第5条として技術管理者の資格基準を定めるものです。

第1条では、技術士法第2条第1項に規定する技術士で化学部門、上水道部門、又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限るとしております。第2条では、第1号に該当する者を除く、技術士法第2条第1項に規定する技術士であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者としており、第3条では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者としております。第4条では、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者としております。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行するとしておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 今回の条例一部改正ですけれども、じん芥焼却場の項を削るということに関連して、お話をさせていただきたいのですけれども、じん芥焼却場については、地方債の繰上償還をすることで、今回の条例から削るということの趣旨だと理解しておりますが、そのとおりでよろしいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） 12月議会の予算補正の中で、地方債の一括繰上償還という形で議論をしていただきましたけれども、その関係で、この度3月31日をもって廃止を決定したということでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） そのとおりだということです。それで、既存の施設そのものですが、解体するということは相当な費用がかかるということで、町財政も非常に厳しい状況にある中、解体するとなれば5～6,000万円の費用がかかるということが想定されています。これをこのまま置いておけば良いのですけれども、解体をいつまでにやれという様なことを、財務事務所等からいわれているのかどうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） この度の廃止に当たりまして、建設時に北海道から補助金を受けている関係がございまして、そちらの方と今、財産処分の関係で協議している最中でございます。そちらの方からは、廃止するからには解体もしなければならぬだろうということで、なるべく早く解体しなさいということで、何時いつまでということはいわれておりませんが、早くに解体をしなさいということで、今のところ26年度に向けて作業はしたいということで、協議はさせてもらっております。

ただ、議員さんおっしゃるように、解体にあたっては概算ですけれども5,800万円という見積もりもいただいているところでございます。その前に、汚染物のダイオキシンの関係でございますので、汚染物のサンプリング調査や空気中のダイオキシン類の濃度の測定、このようなことを行って、その結果に基づいて、解体方法等を決定する等の手順をふまなければならないことになっておりますけれども、何れにしてもそんなに間はおかないで早期に解体はしたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 技術管理者の資格の条項で、追加された第5条ですけれども、大変聞きなれない言葉があります。技術士法なんていうものは聞いたことがなくて、科学部門または衛生工学部門と、その第二次試験に合格した者とありますけれども、実際これは職員の中で、この資格を有する者がおられるのでしょうか。

それと第4で、前3号に掲げる者と同等以上の知識、技能を有すると町長が認める者

という条項を加えたのは、この資格者が居ないゆえの処置なのか。今後、この資格を持っている方が居ないとしたら、今後この資格を取得するという事は考えられるのか。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（金田哲也君） この資格につきましては、今まで省令で定められておりまして、この省令の条項を殆どそのまま規定させていただきました。変えた所は第5条第4項の町長がという、この言葉を入れただけで、後は今までと変わらない省令に定められていたところでございます。確かに凄く難しい言葉が並んでおりますけれども、当町におきまして、第1号から第3号に該当する職員はございません。第4号ということで、現在居る職員につきましては、財団法人日本環境衛生センターの専門的知識及び技能を習得する講習というものを終了致しまして、この財団法人が認定する技術管理士の資格を持っているということで、これを第4号に当てはめて技術士として、今までも指定しておりましたし、これからもそうさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第14号浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第14号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第14号浜中町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地域主権一括法の公布に伴い、下水道法の一部が改正されたことから、本条例についても改正が必要となったものであります。議案関係資料の2～8ページの新旧対照表をお開きください。改正の内容であります。最初に目次を付し、第1条条例の目的では施設の構造及び維持管理の基準等について、公共下水道管理者である浜中町が定める必要を生じたため、これを追加し、併せて現行条例の文言の整理を行うものであります。第2条では定義すべき用語の増加に伴う号の追加と整理であります。

また、この度の主な改正である、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等を第4章として加え、第20条から第22条まででは施設の構造基準を、第23条では適用除外を、第24条では終末処理場の維持管理基準をそれぞれ定めております。この第4章の追加に伴い、現行条例第4章雑則第20条から第5章罰則第35条までを、第5章雑則第25条から第6章罰則第40条に繰り下げるものであります。それに伴い引用先も同様に改めるものであります。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第15号浜中町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第15号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第15号浜中町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年5月11日に交付された、新型インフルエンザ特別措置法が1年以内に施行されることに伴い、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、市町村長はただちに市町村対策本部を設置することとされていることから本条例の制定が必要となったものです。

本条例の内容であります。第1条では条例の目的、第2条では組織、第3条では会議について定め、第4条では、必要に応じ部を置くことができるとし、第5条で雑則を定めております。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮ります。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第16号浜中町事務分掌条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第16号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第16号浜中町事務分掌条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。本条例の改正は、新しい組織機構を構築するため、同条例の全部を改正しようとするものです。

第1条につきましては、町長の権限に属する事務を分掌させるための課及び室の設置規程について、第2条につきましては、各課及び室の事務分掌に係る規程の改正であります。概要としましては、まちづくり課を企画財政課と商工観光課に分割、福祉保健課から保育業務係を分割させ、保育所として独立した課とし、建設水道課を建設課と水道課に分割することなどが、主な改正の内容となっております。

また、環境の保全やエネルギーに関するセクションを企画財政部門に設置することで、政策に基づいた横断的な体制の構築を目的としております。

次に、附則についてであります。第1項は、この新しい組織機構が平成25年4月1日からスタートすることに伴い、条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。また、本条例第1条における課の設置の改正に伴い、第2項ではまちづくり課を企画財政課に改めるため、浜中町総合計画策定審議会条例の一部を、第3項では浜中町史編さん審議会条例の一部をそれぞれ改正、また、第4項では建設水道課を水道課に改めるため浜中町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

組織機構につきましては、これまでもその時代に即した体制づくりを目指し、必要に応じて改正を行ってまいりましたが、近年の行政ニーズの複雑化・多様化に加え、国の地域主権改革一括法の施行に伴い、事務権限が国から市町村に移譲されるなど、多岐にわたる分野について、市町村が自らの地域における行政を自主的かつ総合的に実施して

いくため、今後、ますます自治事務の遂行における専門性が求められております。

前回の大幅な機構の見直しから5カ年経過いたしました。ここで再度、住民の視点に立った上で、より分かりやすく行政サービスの向上を図れる機構、更には職員の職務遂行能力を十分に発揮できるような環境づくりを目指し、新しい組織を構築させていただきたいと考えております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、質疑を行います。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 今、提案理由の説明を聞きまして、現在の組織が5年経過し4月から新しい組織にしたいという町長の意向でございましたが、5年前の機構図と同じようなことになるのかなと思いますけれども、この5年間、今の組織を作って、今回また組織変更することについて、今の組織での反省点はどのようなものがありましたでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただ今のご質問でございますけれども、提案の理由にもありましたように、前回の機構改革から5年が経過しました。この間、前回いわゆる主幹制度を設けて、この5年間行政運営をしてきたところでもありますけれども、色んな意味で分かりづらい点等が、町民の方々あるいは組織の中での決裁事項例を見ても若干、当初機構改革した意図とはスムーズに進行してなかった分が見受けられました。

その点については、議会の皆様からもご指摘を受けていた点があったかというふうに記憶しています。そんなことも踏まえながら、前回の全課長さん方にこの機構について、色んな意見アンケートを出していただきました。それを基にしまして今回、町長が昨年の執行方針で機構改革をするといっていましたので、町長の意を受けて内部で検討させていただき、最終的には課長方の意見も参考にした結果が、このような機構になったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今の説明で分かるのですが、主幹制度の問題があったかと思っておりますけれども、それで今まで15課長だったものが、今度は18課長になると、そうすると課長としては3名が増えると、現在、課長15名、主幹6名この3月で退職する課

長が4名、それに主幹を足すと17名が残る、そして課が18になる。そうやって来ると、管理職との数というのは大した変りがないと、管理職が新しいのが1人増になってくるといえる気はするのですが、主幹と課長との管理職手当というのですか、この辺の違いというのはあるのでしょうか。それと課が3つ増えることにより、その管理職手当が増えて人件費が高騰するというようなことはないでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 現行、課長職15名、主幹職6名で21名の管理職が在籍しています。ご案内のとおり3月をもって定年退職される課長さんが4名おります。今回の機構改革で、主幹制度といいますか、管理職としての主幹制度は一応廃止されることとなります。

現在も主幹6名、その中で管理職15名の中で4名の方が退職されますので、その後再編成した課が18課で、実はこの18課の中には、教育委員会と農業委員会が含まれておりません。ですから、課で申しますと21課になろうかと思えます。主幹の管理職手当については、現在本俸の8%、課長は12%です。今後この機構改革案が可決されますと、町長は人事異動に着手すると思えますが、その中で全課長のポストは埋められるのか、あるいは現在、併任発令されている部署もありますので、そういった動向については、今のところは町長の胸のうちで、結果として8名くらいの新しい管理職が誕生する状況であります。実際、8名の管理職が誕生するということは、管理職手当が12%ですから、若干人件費の面で上がるのかなと予測されますけれども、給与の高い管理職の方々が定年退職されますから、一気に人件費に跳ね返るという状況ではないと理解しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 主幹が10%です。人件費につきましては、人数は今ある管理職、率は変わりますけれども、その人数の範囲以内ということですから、若干2%程違うんですね。その分のもは試算していないので出てきません。給与につきましては、今経過措置で、前の給与そのままの方もいらっしゃいますけれども、50歳になれば止まりますし、それから地域給が導入されましたので、4月からは人件費は低くなるよこの様な読みでいます。人数も減る予定ですし、給与も落ちるだろうということであり、総体人数は変わりません。そんなことでもあります。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 大体のことは分かりました。ただ、5年前の組織と全く同じ組織をつくり上げたということは、これ以外に考えられなかったのか。そして5年前の機構図が良かったのか。ここに戻ったというのは、ないしは、この現在の機構を変えてとして、5年前に戻すのではなく、もうちょっと別の方向が考えられなかったのかどうか。やはり5年前が良かったから戻したのか、その辺につきましてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） この間、機構改革にあたっては、色んな角度から検討させていただきました。この中には、部制という話も一部議論の中のはあったわけですが、結果として5年前の形に戻ったといわれれば、確かにその様な形に落ち着いた所ですけれども、先ほど申し上げた様に、係長の間に主幹があってそして課長と。この形態といいますか、この流れが十分機能を発していなかったというのは、素直に反省しなければならぬところではないかなと。その様なことから、もっと町民の方々がストレートで、それぞれの担当課に行って要件を済ませれる、そのことによって町民の要望に迅速に答えていく。その様なことも議論をさせていただきながら、結果として分かり易い形にさせていただきました。

その結果が5年前の形と同じだといわれればそれまでですけれども、そういう形の中で町長、副町長を含めて検討した中では組織の機構、部制の話もありましたし、あるいは統合の話もさせていただきました。ただ色んな形で検討させていただいた結果が、こういう形になったわけですが、その中で特に、今回の機構改革で議論された部分は、やはりそれぞれの担当課長が、きちんとした見識を持って事務に敏速にあたる、いわばそのことが職員を育てる、職員の意識改革が今回の機構改革のいわば目玉というような思いで、この様な機構図になったことを理解いただければと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 今聞こうとしたことを、まさに総務課長が答えていただきました。私は機構については、町長の専権事項ですから、とやかくいうつもりはありません。

今までの主幹制度の曖昧さ、これがすっきりしただけでも、私は良いのかなと思っています。特に付け加えたいのは、職員を育てていくということで大きな部分は副町長

が先頭を切って、この機構を維持発展させてということが大事かなと思っております。

町長が当然、そういうことを念頭におきながら、この機構を作ったと思いますので、そういう思いを副町長の決意を含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 確かに問題は主幹制度、これは形であって、形があつてこそ人間は動くということはありませんけれども、この件については、5年前と全く同じだということでもありますけれども、決して後退じゃないと思っております。それぞれの分担をしっかりと認識しながら将来、5年以内に30数名の職員が退職されますけれども、その中で半数くらいは管理職ですね。そうなりますと新人も出てきますし、今は中途半端で大課制を取り入れきれなかったという問題がありますので、今一度それぞれの分担をしっかりと押さえながら、そして主幹制度も廃止しまして、課長としてしっかりと責任を持って当たっていただきたいということでもあります。

その一つの理由として、提案理由にもありましたが、先ほども条例が7本くらいありましたが、地域主権の改革に一括法やなんかで義務付けが取れて、市町村の主体性の基にやるということがいわれています。それは組織にもいわれますし、勿論、我々職員にいわれることだと思っておりますので、そんな意味では部長制の検討もしました。その分、今回は部長制おかないで、私の責任非常に重いと思っておりますが、それは部長制に代わる会議を頻繁に重ねながら、ある事案につきましては、関係する課長を集めてこまめに検討していきたいと、そういうことが重要かなと、更には管理職に改めてなる若年でも今回あるかも知れません。町長の胸のうちですけれども、そんなことがありますので、経験がない方につきましても、ベテラン課長が色々指導するなり思いがあればやはり、この30数年ありますから、そんな思いで私の方からも管理職の皆さんに指導ではないですけど、私の持っているところをお伝えしたいと思っています。

何れにしましても最後は職員の資質、やる気、責任こんなことだと思っておりますし、後は町民の目線で我々は我々で専門性が段々薄れてきたように思っております。

これをまた更に行政の専門家として深めながら、更には反面では町民の目線でやはり町民と、いかに付き合っただけ同じ感覚に立てるかということだと思っておりますので、そんな方向に職員体制をもって行きたいなと思っています。直ぐにお答えは出ませんが、一歩ずつ前進して行きたいと思っています。よろしく願います。

○議長（波岡玄智君） ほかにありませんか。

8 番竹内議員。

○8 番（竹内健児君） 一点だけお伺いします。

職員の意識改革ということが良くいわれているのですが、前回は大課制でやって行くということが強調されているわけですね。実際にそれが元の鞘に戻ったといたらおかしいですけども戻ったと、そこのところが良く分からないのです。やっぱり人が変われば少し変えるという、それはまずいとこっちやおかしいけれども、もうちょっと今までの5年間の検証をやった上で、どこをどうするのかという所が良く見えないんですよね。確かにこういうところがまずかったというのが、この改革によって克服できるのかどうか、そこら辺り、もう1回聞かせて欲しいと思うのです。

これは実際に、まちづくり課に町民課から環境政策係を移すというようなことだとか、色々やりくりしてやるわけでしょう。さっき出た問題としては、町民の目線で職員がどう動くかという点が必要なんだとかということが強調されたということですね。この改革でそれはかなり達成出来るという目途をもっているのですか。このところもう一度お話を聞きたいと思うのです。

さっき出たように主幹制を止めて、管理職若干増えると。そのことによって全体がうまく動く、職員の思いが町長に伝わっている、あるいは住民の声がしっかりと職員に伝わって、町長に伝わっていくという改革が、これで行えるというのであれば、私は大いに賛成して行きたいと思うのですが、そののあたりがまだ見えないような感じがするのですけれども、どうですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問でございますけれども、確かに5年前は大課制ということで主幹制度を設けて、その当時はその当時の思いがあったことと思えますが、実際、主幹制度を設けた中でのこの5年間をみますと、先ほど申し上げたようにいわゆる係長、主幹、課長この辺の一つは連携に難儀があったように見受けられます。

また前回の課制では財政部門が税に移りました。やはり、行政の中核をなす企画部門に政策と財政は付きものだというふうに思います。この5年間全てがまずかったとはいませんが、やはり総合計画に基づいた行政運営をする為には、ある程度の財政の目途、色んな補助制度から起債まで、そういったものが1本となって、これをやるんだと、こうして行くんだというものが求められていると思うんですよ。そういった部分で、たまたま今回この5年間財政とまちづくり課、政策部分が離れていたということでの不都

合性が見受けられました。

また、新たに今町民課にあります環境政策係、今回の議会でも議論になりましたけれども、所謂新エネルギー、再生エネルギーの分野で町民課の環境政策でも担当する部署があり、あるいは太陽光も特にそうですけれども、通産省の関係でまちづくり課の商工部門で担当したり、あるいはバイオガスは農林課そういったことでそれぞれの部署で目指すところは同じですけれども、それを1つの所にまとめて、執行方針にも謳っていますけれども、今後、浜中町としてどうエネルギー対策を進めて行ったら良いのか。そういった部署は一つの方がやはり仕事がしやすいのではないかとということで、今回、企画財政課の方に環境政策部門として再生エネルギーの調査研究もしてもらおう。

また福祉保健課につきましては、前回保育所と一緒にあって相当のボリュームといたしますか、今うちの役所の体制の中では、福祉保健課が相当な人数になります。主幹制度を設けて、それぞれ課長補佐してきたわけですけれども、この中で保育所部分については、独立をして保育行政を保育所という一つの課で賄ってもらおう。その方がスムーズに保育業務に携わって行けるんじゃないかなということが一つございました。

また、建設水道課については、これは前回の機構改革の中でも大きな議論になったところでもありますけれども、ご案内のとおり水道課は浜中町で唯一の企業会計です。企業会計というのは、1つの会社、町とは別組織ですよ。今は町長が兼務して水道管理者になっていますが、企業会計の会計と一般会計の会計の部署が一緒になっているという部分では、町長は水道管理者ですから、決裁は出来ますけれども、副町長は書類に触れないという状況です。

○議長(波岡玄智君) 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

○総務課長(箱石憲博君) そういう内部的な不合理さもありましたし、また、先ほど申し上げた様に主幹が悪いわけではないのですが、どうしてもお互いに、ある意味多少なりとも責任逃れといいますか、あるいは事務の遂行の中で、そういった甘える部分があったかに見受けられます。そのことが町民の皆さんから見た時に、中々スムーズに行っていないという判断になったのか、ご指摘を受けていましたので、今回改めさせていただくと。部長制のことも先ほど副町長の方からもいわれましたけれども、浜中町の職員の数の中で、部制を引くとなれば、これまた人材を含めて色々大変な部分もあると、その様なことから結構議論はさせていただいたのですけれども、もう少し風通しを良くして、そして各課長方にきちんとした意識を持ってもらって、職員の育成を含めてきち

んと対応してもらおう。それが松本町長を支える管理職の在り方ではないかということ
今回、副町長、町長含めそういう議論をさせていただいた結果として、5年前に戻るよ
うな形にはなりませんけれども、後は人事の中で今いったように人が増えたりあるいは、
新たな部分があったりという具体的な案が示されると思いますけれども、その中で町民
の付託に答える様に、精一杯頑張っていきたいと思えますし、私も実は残りは少ないで
すけれども、竹内議員のご質問にあった様に、改革に努力して行きたいと思っております
のでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。重複しないように質問してください。

○8番（竹内健児君） 大体のことは分かったのですが、やはり職員の声がしっかりと
通っているか、それが吸い上げられて何らかの施策が出来ると対応ができるというこ
とがないと働く気持ちが高揚されないと私は思うのです。どんどんアイデアが出ていくよ
うなそういう機構改革でないと意味がないと思います。その上にトップの人が、そうい
う雰囲気を作って行くというのはやはり基本だと、意識改革というのは、そこから始ま
るのではないかなと思うのです。これでそういう機構改革をやって、そういう意識を作
っていただくということを思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。この件については、町長の鋭断の主かしぶるところだと、
このように思いますので、最後に町長からのご答弁をお願いいたします。

町長。

○町長（松本博君） 総務課長、副町長で思いは答えてもらいました。

その中でまず1つ目、大課制を目指して5年前にやりました。その主幹制度、特にそ
の中でいわれていた主幹制度の良くないというか、そのことが多く伝えられました。そ
れはなぜかといったら、大課制を作って前町長とやろうと決めたのは私ですから、その
責任はもう大部分持っていると思っています。それでうまく行かないといったらおかし
いですが、そのことがしっかり職員の中で繋がらなかったし、主幹も含めて課長
さんも含めて混乱したのではないかと思います。

それで今回アンケートを調査しました。課長職に対して意向調査をしましたけれども、
その時の回答が一部、このことは町長の権限だから、勝手にやってというものもありま
したけれども、大部分が主幹制度に対する違和感が書かれているんです。そんな過去形
で決して前に戻ってやるということではないですけれども、しっかり課の中で今まであ
った課を含めてもう一回再出発して、実際に5年間ですから、私が副町長になってから

まだ2～3年しかその前の部分はやっていないで大課制を目指したのですけれども、そういう結果だったと思います。そんな中で、私個人的にも最初に課長職になった時に議会に出て、議会での対応が一番混乱したというのが実態だったと思います。是非、竹内議員もいわれましたけれども、思いがちゃんと町長に伝わるのかというお話があります。それは大切なことだと思っています。それともう1つ、私の思いもしっかり伝えたいというのもあるんです。

そしてしっかりその職員、課長職も含めて教育して行こうと、逆に教育することによって教育されるのかも分かりませんが、もっともっと課長職の皆さんと接点を持つということだと思っております。そんなことも含めて、私の経験からすると、一番困ったのが、この議会の中でどう対応していくのか勉強も含めて、今後しっかり課長職の皆さんとやって行きたいと思っております。それと課長を育てる、そして課長さんに意識改革も含めてやってもらおうと。確かに前と同じ体制に戻るのかも知れませんが、再出発といったらおかしいですが、もう一度やらせてください。そしてこの間、部課長制度も検討しました。決して止めたわけではなくて今、人的含めて大変厳しい状況にありますから、将来的には部課長制度というものも決して駄目なものではないと思っております。良いところもあると思います。今まで大課制を目指してその課題、反省をしながら1回元に戻させてもらって再出発して出直して行きたいと思っております。そしてまた、皆さん方にご指導をいただきながら、課長職も育てていきたいと思っております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

（延会 午後 5時05分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員